

令和元年美浦村告示第 8 5 号

令和元年第 3 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年 8 月 7 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和元年 9 月 1 0 日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和元年美浦村議会第3回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	9月10日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・決算審査特別委員会の設置 ・請願委員会付託
2	9月11日	水	○総務常任委員会（議案調査） ○厚生文教常任委員会（議案調査）
3	9月12日	木	○決算審査特別委員会
4	9月13日	金	○議案調査
5	9月14日	土	○議案調査
6	9月15日	日	○議案調査
7	9月16日	月	○議案調査
8	9月17日	火	○議案調査
9	9月18日	水	○本会議 ・一般質問
10	9月19日	木	○議案調査
11	9月20日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

**令和元年第 3 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和元年 9 月 1 0 日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第 1 号 美浦村議会基本条例の一部を改正する条例

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 1 号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第 3 号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の全部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 令和元年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 10 号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 11 号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 13 号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 14 号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 15 号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第 16 号 平成 3 0 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第 17 号 平成 3 0 年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 18 号 平成 3 0 年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 19 号 平成 3 0 年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 20 号 平成 3 0 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 21 号 平成 3 0 年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 22 号 平成 3 0 年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(請願付託)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
10 番	林 昌 子 君	11 番	小 泉 輝 忠 君
12 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

9 番 飯 田 洋 司 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
監 査 委 員	椎 名 利 夫 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	山 口 栄 美 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 改めまして皆さんおはようございます。

台風15号によって被害を受けられた方々には、厚くお見舞いを申し上げます。
それでは、早速会議に入ります。

ただいまの出席議員は11名です。飯田洋司君の1名が欠席となっております。

これより、令和元年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

中島 村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和元年第3回美浦村議会定例会にご参集をいただき、ご苦労さまでございます。

8月の酷暑も過ぎ、9月に入り過ごしやすいい日々になってきたかと思います。議員各位には、日ごろより行政への提言をはじめ、村民への議会活動報告など、ご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

昨日未明より台風15号が関東地方を直撃する警報が発令されましたので、みほふれ愛プラザを避難所として開設し、2名の方が避難をされました。その他、倒木が10件以上、建物の倒壊が2件、一部地区での停電が約4,700戸、通信障害などの被害も発生いたしました。

村内の各関係業者にもご協力をいただき、この場を借りてお礼申し上げます。

国際的には今、米中関係はお互いに制裁関税の応酬をめぐり、両国に關係する国々も含め、経済の減速があらわれ始めております。トランプ大統領の自国第一主義が世界経済に与える影響ははかり知れないものがあります。

また、日本と韓国の関係では、昨年10月に韓国大法院が元徴用工訴訟の判決で日本企業に賠償を命じてから、両国関係を悪化に転じ、対韓輸出規制や軍事情報包括保護協定破棄通告など、両国経済にはかり知れない影響が生じています。対話による解決を望みたいものであります。

国内では、先月28日、九州北部、福岡、佐賀、長崎の3県が記録的大雨に見舞われ、死者が出るなど、自然災害の発生は日本のどこで起きるか予測できない状況下にあります。美浦村を含む茨城県南地域は大きな自然災害が起きてはおりませんが、大雨をもたらす線状降水帯は今の気象予報でどの地域にも起こり得る現象であります。ふだんから被害を想定した防災・減災対策の訓練は必要であります。住民を守る危機管理の庁内体制を維持してまいります。さらに、職員の意識向上に防災士が有意義であれば、取得に向けて支援していきたいと思います。

美浦村の今月の行事予定は、経済課が予定しているお月見マルシェが、みほふれ愛プラザ前にて14日土曜日に行われます。午後4時から行われます。

15日午後からは、美浦村と社会福祉協議会主催で、高齢者の長寿を祝う敬老会を公民館で開催いたします。村内の75歳以上の敬老者は2,269名、当日出席者が299名です。茨城県で敬老会を実施していない市町村は11市町あります。美浦村でも、将来には再考すること必要かもしれません。

21日土曜日には、村内各小学校の運動会が開催されます。

28日土曜日には令和元年度国体が、茨城県の笠松運動公園で、天皇陛下ご臨席のもと開会式が行われます。美浦村では、デモンストレーションスポーツのディスクゴルフが、光と風の丘公園で開催されます。美浦村から参加する選手がおりますので、応援できる方はよろしくお願いをいたします。国体の効果で、都道府県の魅力度が最下位より浮上することを望みたいものであります。

同日に、美浦幼稚園の運動会も開催されます。

来月13日日曜日に、国史跡陸平貝塚で縄文ムラまつりが開催されます。

20日日曜日には、第70回茨城県消防ポンプ競技大会県南南部地区大会が、稲敷市にて開催されます。

各行事、イベントが数多く予定されておりますが、議員各位には、万障繰り合わせの上ご出席いただき、美浦村の活性化PRになるよう激励いただければ幸いに存じます。

今定例会に提出している案件は、発委第1号で、美浦村議会基本条例の一部を改正する条例が1件、議案第1号で、美浦村印鑑条例の一部を改正する条例が1件、議案第2号で、美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が1件、議案第3号で、美浦村職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、美浦村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の全部を改正する条例が1件、議案第6号で、美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で、美浦村下水道条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で、美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で、令和元年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件、議案第10号で、令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第11号で、令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第12号で、令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第13号で、令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第14号で、令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第15号で、令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）が1件、議案第16号で、平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第17号で、平成30年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第18号で、平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第19号で、平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第20号で、平成30年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第

21号で、平成30年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第22号で、平成30年度美浦村水道事業会計決算認定の件が1件、議案第23号で、平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件が1件の24案件であります。

決算審査特別委員会の審査が12日、13日の両日に開催されますが、かかわる証書類につきましては7月31日、8月1日、2日の3日間に、監査委員椎名利夫氏、岡沢 清議員より審査をいただいた結果、収支ともに正確にして規定に違背した点がなく、かつ、その計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当と認める決算意見書の報告を受けております。

改めて本日、椎名監査委員にはご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、適切な審議をいただきたくお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

5番議員 葉 梨 公 一 君

6番議員 小 泉 嘉 忠 君

7番議員 塚 本 光 司 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から20日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から20日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 発委第1号 美浦村議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 沼崎光芳君。

○議会運営委員長（沼崎光芳君） 改めておはようございます。

私から発委第1号 美浦村議会基本条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方分権時代の到来により、地方自治体の役割と責任が拡大し、村民の行政需要が増大、多様化する中、本村議会は平成27年7月1日に本条例を制定、施行いたしました。美浦村議会は本条例に基づき、議会の活動に関するさまざまな情報を積極的に発信し、これを村

民と共有することとともに、多くの村民の村政の参画を推進し、村民にとってより身近で開かれた議会とすることで、その役割の一層の強化と充実に、不断に取り組んでいるところでございます。

そこで、本条例に基づき4月の村議会議員一般選挙後、条例の検証を行い、その結果をホームページに公表したところです。

また、見直し手続において条例第20条第1項では「この条例の目的が達成されているか、4年ごとの一般選挙による任期開始後、速やかに議会地方自治研究会において検討する」となっておりますが、本条例の施行から4年が経過し、この間の情勢等の変化に対応するため、さらに、任期中、村民から意見が寄せられた場合や社会情勢の変化など、必要に応じて検討を行うことができるよう文言を追加し、より積極的な取り組みをするために、条例改正を行おうとするものでございます。

以上、大変簡略な説明でございますが、議員皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例から、日程第18 議案第15号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの15議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第15号について一括して、ご説明申し上げます。

まず初めに、議案第1号から申し上げます。

議案第1号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例について、議案書の4ページになり

ます。

本案は、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴い、印鑑登録原票の登録事項に旧氏を追加できるよう、条例の一部を改正するものでございます。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、スマートセッションに掲載のとおりとなっております。

続きまして、議案第2号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するものであります。これまでの各地方公共団体によりさまざまな法的根拠で任用されてきた非常勤職員等は、改正法の施行により「会計年度任用職員」として全国的に統一された制度に基づく任用に移行します。

会計年度任用職員とは、一つの会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、今村の非常勤職員等は原則として本制度へ移行することとなるものであります。この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第3号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、労働基準法の一部改正及び人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、超過勤務命令を行うことができる時間の上限について定めるものであります。長時間労働の是非を目的に、国家公務員は超過勤務命令の上限等を人事院規則で規定することになりました。

当村においても、今回の人事院規則の改正に沿った内容となるよう、当該条例で必要な事項を規則で定める旨を規定とするものであります。超過勤務を命令できる上限時間については、月45時間かつ年間360時間、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては月100時間かつ年間720時間を限度としています。

ただし、大規模災害への対応や重要な法令の立案等、公務の運営上やむを得ない場合は、この上限を超えることができるとされております。この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

続きまして、議案第4号 美浦村災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

本条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令において、災害援護資金の償還金の支払い猶予、償還免除の対象拡大等に関して改正がなされ、令和元年6月7日に施行されたことを受け、本村においてもこれらの法改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行

うとともに、規定の整備を行い、令和元年8月1日より適用となります。

続きまして、議案第5号 美浦村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の全部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

この条例の改正は、幼児教育、保育の無償化を目的とした子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が5月31日に公布され、10月1日に施行されることに伴い、改正を行うものとなります。

内容といたしましては、少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図るため、3歳から5歳までの全ての子どもと、市町村民税非課税世帯に属するゼロ歳から2歳までの子どもが利用する幼稚園、保育所、認定こども園などの利用者負担額を無償化する措置を講ずるため、現行の美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を改正するものであります。

なお、法律の改正による条例の改正が多岐にわたるため、条例において、趣旨や利用者負担額といった原則を定め、詳細については規則で定めることといたしましたことから、条例の全てを改正し、附則第2項において、美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例についてもあわせて廃止するものです。

続きまして、議案第6号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

この条例改正につきましては、令和元年10月1日の消費税率等の引き上げに対応するものでございます。

続きまして、議案第7号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号と同様に消費税率等の引き上げに対応するものでございます。

続きまして、議案第8号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第12条及び第26条の改正につきましては、令和元年10月1日の消費税率等の引き上げに対応するものでございます。

次の第34条の改正につきましては、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者制度の指定が更新制に変更となることに伴い、更新規定を追加するものであります。

最後に、37条の改正につきましては、第3号の括弧書きの第41条は既に削除されているため、今回の改正に合わせて削除し整理させていただくものであります。

続きまして、議案第9号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1,624万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億8,743万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、3件の追加を、第3条の地方債の補正では2件の限度額の変更をお願いしております。

25ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の補正につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、基幹系及び内部情報系システムのクラウド環境での運用に伴う経費として、自治体クラウドサービス利用料の設定をお願いしております。

また、小中学校、保育所の給食調理業務及び栄養士業務委託料の設定をお願いしております。

次に、地方債の補正につきましてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

県営土地改良事業の負担金が増加となったことに伴い、島津用水機場地区県営ストックマネジメント事業の公共事業等債の限度額の変更をお願いしております。

また、臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴い、限度額の変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、新規事業の市民活動支援事業費が、行政だけでは解決が難しい喫緊の地域課題の解決に向けた、NPOや企業等が実施する取り組みに対して助成を行い、支え合う共助社会を実現することを目的として、令和元年度より茨城県が開始した「提案型共助社会づくり支援事業」において、美浦村負担分として助成金を交付するため166万7,000円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として112万6,000円の減額補正をいたしております。

次のページの老人福祉費でも同様に、介護保険特別会計繰出金で916万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、障がい者福祉費の障がい児通所給付事業費及び児童福祉費の児童福祉総務費では、施設等利用給付事業費で、10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴う事業費の計上及び増額補正を、それぞれお願いいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

教育総務費の事務局費では、施設等利用給付事業費165万5,000円。幼稚園費の幼稚園運営費で36万円を、それぞれ計上いたしております。この経費につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。同様に幼稚園就園奨励費につきましても、補助対象期間が9月までとなるため、170万円の減額補正をいたしております。なお、幼児教育・保育の無償化に伴う増額補正等の財源につきましては、全額を地方特別交付金の子ども・子育て支援臨時交付金で計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前に戻って、29ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方特例交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金及び県支出金等については、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました、幼児教育・保育の無償化に伴う事業の財源になる交付金及び保育料等の増減補正が主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、地方交付税では、令和元年度の普通交付税算定作業が終了し、当初予算計上額9億4,500万円に対しまして、本年度の普通交付税が9億7,221万4,000円に決定しましたので、差額の2,721万4,000円の増額補正をいたしております。

次に、寄附金について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

指定寄附金の学校教育事業費指定寄附金では、さくら自動車株式会社様より100万円の寄附金をいただきましたので計上いたしております。充当先としましては、教育費の小学校費で、備品購入費及び施設等修繕料に充てさせていただいております。

次に、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で167万8,000円、農業集落排水事業特別会計繰入金で125万4,000円、公共下水道事業特別会計繰入金で42万円、介護保険特別会計繰入金で339万円、後期高齢者医療特別会計繰入金で96万6,000円をそれぞれ増額補正いたしております。

次のページの基金繰入金では、前年度繰越金、普通交付税特別会計繰入金が当初予算額

を大きく上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を戻し入れることといたしまして、減債基金繰入金で5,000万円を減額することといたしまして、9月補正後の繰入予算額を5,000万円といたしております。

同様に、財政調整基金繰入金では、5,747万2,000円を減額することといたしまして、9月補正後の繰入予算額を1億2,008万1,000円といたしております。

次に、繰越金について申し上げます。

平成30年度一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が当初予算計上額1億円に対しまして1億8,779万7,000円となりましたので、差額の8,779万7,000円を増額補正いたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入の児童福祉雑入では、幼児教育・保育の無償化の対象外とされている入所児副食費246万9,000円を計上いたしております。

次に、平成29年度的美浦村児童館の指定管理料の精算金として過年度過払金精算金282万7,000円を計上いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第9号の主な概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の47ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の予算の名称についてでございますが、予算の名称を平成31年度から令和元年度に改めるものでございます。今回提出の議案のうち、改元後初めての補正予算となるもので、これからさらに4件あります。同様の改正内容がありますので、この部分についての説明は、以後省略をさせていただきます。

次に、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699万円を追加し、補正後の予算総額を18億2,999万円とするものでございます。

また、第3条の債務負担行為では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末で満了することから、債務負担の期間及び限度額を令和2年度から令和6年度まで、2,676万8,000円の設定をお願いいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

54ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費で、人事異動による予算調整額112万6,000円の減額補正をするものであります。

基金積立金の支払い準備基金積立金につきましては、前年度繰越金が確定し、今回の補正予算で歳入額が歳出額を上回りましたので、剰余金を基金に積み立てることとして

1,643万8,000円の増額補正をするものでございます。

諸支出金 繰出金の一般会計繰出金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金繰入金分の歳出額決定による不用額相当分について、一般会計へ返還する繰出金として167万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入関係についてご説明申し上げます。

前のページに戻っていただきたいと思います。

繰入金 他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の減額補正により、法定繰出分として同額の112万6,000円を減額補正するものでございます。

繰越金につきましては、平成30年度決算の翌年度繰越額が確定しましたので、一般被保険者分で1,811万6,000円の増額補正をするものでございます。

以上、議案第10号についてご説明申し上げました。

続きまして、議案第11号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

60ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、第2条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ921万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,151万5,000円とするものでございます。

次に、第3条の債務負担行為では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末で満了となることから、期間を令和2年度から令和6年度まで、594万円の設定をお願いいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、農業集落排水事業事務費で、茨城県の湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金を財源とし、昨年度補助金額等が拡充されました農業集落排水接続工事費補助金が、当初予算額を上回る補助金の申請が見込まれるため、118万円の増額補正をお願いいたしております。

なお、財源につきましては、県の補助金が110万円となっています。

また、積立金につきましては、前年度繰越金の確定による前年度使用料の精算残額と今年度充当残額について、農業集落排水事業基金へ積み立てることとし、積立金683万2,000円の増額補正を、公課費では前年度の消費税等の確定したことによりまして、5万1,000円の減額をいたしております。

次に、諸支出金について申し上げます。

繰出金の一般会計繰出金では、前年度の一般会計繰入金精算金が確定しましたので、125万4,000円の増額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前のページに戻っていただきたいと思います。

県支出金につきましては、ただいまご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。

今回の補正で前年度の繰越金の確定により財源を確保することができましたので、農業集落排水事業基金繰入金219万2,000円の減額補正をいたしております。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金が確定しましたので、1,030万7,000円の増額補正をいたしております。

以上、議案第11号について、ご説明申し上げます。

続きまして、議案第12号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ6,131万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,106万7,000円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為では、自治体クラウドサービスの利用契約が本年度末で満了となることから、債務期間及び限度額を令和2年度から令和9年度まで、627万円の設定をお願いいたしております。

次に、第3条の地方債の補正では、補助事業費の増額補正に伴う増額と合わせて、起債対象事業が確定したことによる調整により、限度額を1億8,570万円とし、990万円の減額をお願いいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

歳出より申し上げます。

議案書の76ページをお開きいただきたいと思います。

下水道事業費について申し上げます。

下水道管理費の一般管理費では、職員給与関係費で、4月の人事異動等に伴う職員給与の調整を行うため補正をいたしております。

次の下水道事業費では、前年度繰越金が確定し、一般会計繰入金精算金を除いた金額を公共下水道事業基金へ積み立てることとし、積立金2,351万2,000円の増額補正をいたしております。

次の施設管理費では、公共下水道施設管理費で総額542万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

この補正は、硫化水素の発生が原因によるものと思われる、腐食が激しいマンホールが見つかったため、マンホール等修繕工事設計委託料322万3,000円を計上いたしております。

また、修繕方法及び今後の対応方法を検討するため、水質検査委託料220万円の計上をいたしております。

次に、下水道事業費の公共下水道事業費では、公共下水道整備事業で、社会資本整備総合交付金の増額の内示があったため、水処理センター施設増設工事設計委託料で1,006万8,000円の増額補正、公共下水道工事費で940万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、補助率2分の1の社会資本整備総合交付金が973万4,000円、残りが村債となっております。

また、茨城県の湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金を財源とし、昨年度、補助金等が拡充されました下水道接続工事費補助金が、当初予算額を上回る補助金の申請が見込まれるため1,100万円の増額補正をお願いいたします。

なお、財源につきましては、県の補助金が1,000万円となっています。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前のページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金及び県支出金につきましては、ただいまご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

繰入金について申し上げます。

今回の補正の財源分として、公共下水道事業基金繰入金2,755万3,000円の増額補正をいたしております。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金が確定しましたので2,393万2,000円の増額補正をいたしております。

最後に、村債につきましては、今回の事業費の増額補正に伴う増額と起債対象事業が確定したことによる調整により、990万円の減額をいたしております。

以上、議案第12号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第13号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

83ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,750万円を増額しまして、予算総額を12億1,650万円とするものであります。

また、3条の債務負担行為では、自治体クラウドサービスの利用契約が本年度末で満了となることから、債務期間及び限度額を令和2年度から令和6年度まで、1,925万6,000円の設定をお願いしております。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

91ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、基金積立金・介護給付費準備基金積立金について、前年度の歳入歳出差引残高から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる国庫支出金・支払基金交付金・県費支出金・一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費・介護保険事務費等の総

務費の精算返還金の返還後の残高1,054万6,000円を基金に積み立てするもので、今回1,054万7,000円を増額計上しております。

次に、地域包括支援センター費・総務管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして608万5,000円を増額計上いたしております。

次に、諸支出金・第1号被保険者保険料還付金について、35万8,000円を増額計上いたしております。

次に、諸支出金・償還金について、前年度の国庫支出金返還金として286万2,000円、支払基金交付金返還金として229万7,000円、県支出金返還金として196万1,000円、合計712万円を増額計上しております。

次に、諸支出金・一般会計繰出金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費・介護保険事務費等の総務費の精算返還金、339万円を増額計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

前のページにお戻りいただきたいと思います。

初めに、現年度分特別徴収保険料について、今年度から住民税世帯非課税者を対象として、公費による軽減強化が実施されるため、431万2,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金・地域支援事業費調整交付金について、地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と一体的に交付されることから、地域支援事業費調整交付金125万1,000円を減額計上し、地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を125万1,000円増額計上しております。

次に、国庫支出金・地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）について、当初見込みより事業費の増加が見込まれるため、105万9,000円を増額計上しております。

同様に、県支出金・地域包括支援事業交付金について、当初見込みより事業費の増加が見込まれるため、52万9,000円を増額計上しております。

次に、繰入金・一般会計繰入金について、総務費の職員給与関係経費に対する繰入金として333万4,000円を増額計上しております。

また、低所得者保険料軽減繰入金については、今年度から公費による軽減強化が実施されるため530万4,000円を増額計上しております。

また、地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）については、当初見込みより事業費の増加が見込まれるため、52万9,000円を増額計上しております。

次に、繰越金について、前年度の歳入歳出差引残高2,105万9,000円を計上するもので、今回2,105万7,000円を増額計上しております。

繰越金の中から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる国庫支出金・支払基金交付金・県費支出金・一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費・介護保険事務費等の総務費の精算返還金を返還して、精算の残高は介護給付費準備基金に積み立ていたします。

以上、議案第13号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第14号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

97ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ96万6,000円を追加し、補正後の予算総額を1億5,136万6,000円とするものでございます。

また、第3条の債務負担行為では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末で満了となることから、債務期間及び限度額を令和2年度から令和6年度まで、595万1,000円の設定をお願いいたしております。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

104ページをお開きいただきたいと思います。

諸支出金・繰出金の一般会計繰出金につきましては、平成30年度一般会計からの繰り入れにかかわる精算返還金として96万6,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、103ページに戻っていただきたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

繰越金につきましては、平成30年度決算の翌年度繰越額が確定したため、前年度繰越金で96万6,000円の増額補正をするものでございます。

以上、議案第14号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第15号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

105ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第3条の収益的収入及び支出につきまして、収入の補正はございませんが、支出の営業費用では、職員給与関係費で4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行い、439万8,000円の減額補正をいたしております。

次に、第4条の債務負担行為では、自治体クラウドサービス利用契約が本年度末で満了となることから、債務期間及び限度額を令和2年度から令和6年度まで595万7,000円の設定をいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書につきまして、人事異動等に伴う職員給与費の調整の補正となっておりますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第15号についてご説明申し上げます。

以上、議案第1号から議案第15号について一括して説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長、続いての提案理由の説明大変お疲れ様でした。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

11時10分に再開をいたしますのでよろしくお願いします。

午前10時58分 休憩

午前 11 時 11 分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第26 議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、8 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第16号から議案第23号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しい中、決算審査報告のためにご出席いただいております椎名監査委員におかれまして、お礼を申し上げたいと思います。

先般の決算審査では、地方自治法における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営にかかわる事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか、審査を実施していただきました。

この席をお借りして、椎名監査委員、岡沢監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、議案第16号から議案第23号までは、平成30年度の美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算の認定と電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件にかかわる案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を経て、同条第3項の規定により審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を経て、同条第4項の規定により審査意見書添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案した次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第32条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成30年度美浦村歳入歳出決算書、事業報告書及び公営企業会計決算書をごらんいただくこととし、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成30年度決算にかかわる健全化判断比率及び資金不足

比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えてご報告いたします。

別添資料となっております「健全化判断比率の報告について」及び「資金不足比率の報告について」をごらんいただきたいと思います。

各比率について申し上げます。

最初に健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び決算実質赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債費比率は5.4%、将来負担比率は35.4%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、電気事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明を申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

○監査委員（椎名利夫君） 監査委員の椎名です。

それでは報告をいたします。

平成30年度美浦村一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに電気事業会計剰余金の処分及び決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月31日から8月1日及び2日までの延べ3日間、審査を行いました。

審査に当たりましては、村長から提出されました各会計決算書、付属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても、関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じて関係者の説明を聴取して行いました。平成30年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し、審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果において特に気になった点は3点ほどあります。

国民健康保険において国保加入者の高齢者における加入が増加傾向にあり、医療費の支出が年々増加しております。被保険者の健康寿命を延ばすためにも、高齢者以外の世代にも健康講座を実施する等、事業費の抑制に努めてください。

令和元年10月より、保育所及び幼稚園の利用者負担額の無償化が開始されます。無償化となれば、よりサービスが充実している民間幼稚園等に園児が流出することとなります。

村として、今までの行政サービスのみではなく、就園時間の拡大や村独自の教育などの対応を望みます。

歳入歳出の対策の進展により、諸税等の滞納が少なくなっているものの、公共下水

道事業使用料及び負担金、農業集落排水事業使用料及び分担金、水道料金、給食費の平成3年度以降の滞納額が相当残っております。今後は収納課と連携し、滞納者の情報の共有を図り、適正な処理を行って対応してください。

そのほかについては、岡沢監査委員とともに、決算審査意見書を村長に提出しておりますので、申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（下村 宏君） 村長並びに椎名監査委員には、提案者の説明、また、決算審査の報告、大変お疲れさまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程第19 議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第26 議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、以上8議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

これより暫時休憩といたします。

午前11時23分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に沼崎光芳君、副委員長に林 昌子君。以上でございます。

9月2日までに受け付けをいたしました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり所管常任委員会に付託をいたします。所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。
本日はこれにて散会といたします。
お疲れさまでした。

午前11時30分 散会

**令和元年第3回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和元年9月18日 開議

一般質問

山崎 幸子 議員
松村 広志 議員
林 昌子 議員

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
10 番	林 昌 子 君	11 番	小 泉 輝 忠 君
12 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

9 番 飯 田 洋 司 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	糸 賀 正 美 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部	長	山 口 栄 美 君
教 育 次	長	木 鈴 昌 夫 君
総 務 課	長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野 眞 照 君
収 納 課	長	柳 堀 浩 君
生 活 環 境 課	長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課	長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課	長	福 田 浩 子 君
幼 稚 園	長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所	長	保 科 八 千 代 君

木 原 保 育 所 長

永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

岡 澤 光 一
木 村 弘 子
高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。飯田洋司君の1名が欠席になっております。

ただいまから、令和元年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 2番議員、山崎でございます。通告に従い質問いたします。

まず初めに、幼児教育・保育の無償化について伺います。

子供を持つ家庭にとって、幼稚園や保育所の保育料の負担は大きいものがあります。このような中、国では子育て世代を応援し社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、ことし10月から幼児教育の無償化を実施することとしました。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものでありますが、これを契機に幼児教育の環境がよりよいものとなっていくことは、本村の教育振興基本計画の根幹に据えている「社会力」を育むことにもつながるものであると期待しております。

そこで、教育委員会でも子育て世帯に通知をしていただいていると思いますが、10月から実施される幼児教育・保育の無償化の制度を改めて伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化の概要についてお尋ねをいただきました。

少子化が進む中、子育て世代が希望する子供の数を持てない要因として、経済的理由が

最も多く挙げられております。

このような中、国においては、子育て世帯を支援し、社会保障を全世代型に転換するため、子ども・子育て支援法の一部を改正し、本年10月から幼児教育・保育の無償化を実施することとしております。

まず、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たちにつきましては、3歳から5歳児の保育料は完全は無償化され、ゼロ歳から2歳児の子供たちの保育料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

さらに、県独自の施策として、これまでも国が実施する多子世帯の保育料軽減制度を補完する形で、3歳未満児を対象とした子育て世代の経済的負担の軽減を図っていましたが、本年度はこれをさらに拡充し、第3子以降の3歳未満児に係る保育料について、所得制限を撤廃することで完全無償化しております。

このほか、幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化、上限は2万5,700円となりますが、それに加え、利用日数に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額、月額3万7,000円と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である、最大で月1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

平成30年第4回定例会の一般質問で、子育て支援の推進についての質問の中で、村立保育所及び幼稚園の状況について伺いましたが、昨年度と比較して、本年度新たに始めた取り組みなども含め、幼稚園・保育所の現在の状況について改めて伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、村立幼稚園と保育所の入所数につきましては、本年9月1日時点の人数となりますが、美浦幼稚園は定員200人に対し入園114人、大谷保育所が定員120名に対し入所100人、木原保育所は定員80人に対し入所81人となっております。

次に、保育時間ですが、保育所は、月曜日から金曜日までは午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前8時から午後5時30分までとなっており、幼稚園につきましては、通常保育は午前8時30分から午後2時まで、預かり保育は早朝が午前7時30分から8時30分まで、夕方は午後2時から午後6時までとなっております。

さらに、幼稚園につきましては、夏季休業期間の預かり保育、こちらは希望保育となりますが、昨年度は7日間実施していたものを、本年度は8日間に拡充をいたしました。

また、初の試みとして、美浦幼稚園を保護者や子供たちによく知ってもらうため、子育て支援センターや幼稚園の保護者ボランティアの方々と連携し、夏2回、秋1回、冬1回、合計年4回の体験入園を開催することといたしました。

これまでに、体験入園は、6月25日と7月9日の2回開催し、読み聞かせの体験や体操教室を見学し、延べ、児童43名、保護者42名の皆様に参加をいただきました。参加者からは、「園児さんたちは落ちついている。」、「園庭が広く砂場が楽しそうだった。」、「子供が早く幼稚園に行きたいと言っている、体験入園を楽しみにしている。」などの声をいただきましたので、今後の幼稚園の運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございました。

ことし10月から幼稚園、保育所などの保育料が無償化となり、幼稚園を選ぶ際、これまでは、保育料が安いこと、あるいは自宅から近いことなどを大きな理由として公立の幼稚園を選んでいた保護者が、保育料が無償化になったことを機に、幼稚園の教育内容や給食の回数、長期休業期間の預かり保育の対応などを考慮して、私立と公立の幼稚園の比較をするのではないかと思います。

美浦村の周辺の自治体には私立の幼稚園も立地しており、村内の子供が村外の幼稚園に通っている事例も多いと聞きます。美浦村の子供たちには、できるだけ美浦村の幼稚園に通ってもらいたいと思いますが、保護者は、幼稚園の教育内容等を総合的に判断して選ぶ時代になっています。

そこで、このような状況の中、幼児教育・保育の無償化に伴い、教育委員会としてどのように対応していくのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化に伴う教育委員会の対応についてお尋ねをいただきました。

議員ご指摘のとおり、これからは、幼稚園・保育所とも、保護者から、教育内容や保育時間、長期休業期間中の預かり保育の対応などを比較して入園先を決める、いわば公立・私立の垣根を超えた大競争時代が到来したと考えております。

換言するのであれば、幼稚園や保育所が立地していれば子供たちがそのまま入園してくる時代は、まさに終わりを告げることになると考えております。

このような中で、教育委員会としては、村立幼稚園・保育所が村内の子育て世帯から選ばれるよう、子育て支援や教育内容を充実させるさまざまな施策を実施していく必要があると考えております。

まず、幼稚園につきましては、預かり保育の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

これまで、幼稚園の預かり保育は夏季休業期間中の8日間のみでありましたが、来年度からは、お盆や年末年始の取り扱いなど、詳細はこれから決めてまいりますが、夏季、冬季、学年末学年始めの各休業期間中に、預かり保育を実施してまいります。

また、週3回実施しております幼稚園の給食につきましても、9月上旬に、保護者に対

しまして、給食の回数や保護者の弁当づくりへのアンケートを行い、現在、集計を行っておりますので、その結果により、幼稚園の給食につきましても検討をしてみたいと存じます。

保育所につきましては、ことし7月の子ども・子育て支援事業計画の改定に伴うアンケート調査を実施した結果を踏まえまして、十分な保育士と働きやすい勤務環境を確保した上で、土曜日の保育時間を平日と同じにするなど、保育時間の延長を実現できるよう検討し、仕事についている保護者の皆様を支援してみたいと存じます。

教育委員会といたしましては、引き続き、子育て世代が子供を育てやすい環境の整備に努めますとともに、子供たちの社会力を育み、教育立村に向けまして取り組んでまいります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございました。

美浦村の子供たちが全員、美浦村立幼稚園に通ってもらえるような、魅力ある幼稚園になってほしいということを切望し、次の質問に移らせていただきます。

空き地の雑草繁茂について質問いたします。

この時期、毎年のように住民からの相談事で一番多いのは、空き地の雑草繁茂についてで、雑草が繁茂することもさることながら、蛇や害虫が出たりと、皆さん本当に困っておられます。環境美化条例の中で、「空き地等の管理が適正になされておらず、危険状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告できる。」と書かれてあるが、以前は、その判断基準が明確化されておらず、勧告ができなかったとのことだったが、昨年末に「判断基準を明確化し、雑草が膝丈以上になった場合、雑草除去依頼・勧告・命令と段階を踏んで通知をしていきたいと考えている。」とのお話でしたが、今までで、雑草除去依頼・勧告・命令が出されたのは、それぞれ何件でしょうか。

それと、条例では「命令に従わない場合は氏名の公表ができる。」とありますが、地権者に通知を出す際、氏名の公表をする可能性があるとの記載をした通知を出したことはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） 山崎議員のご質問にお答えします。

宅地化されております空き地の雑草除去につきましては、毎年4月に雑草除去委託料納入通知書兼領収書を空き地の所有者に対し送付いたしまして、委託費用を納入の上、村に除草を委託するか、自己により除草管理するかにつきまして回答をいただいております。村に委託された場合は、委託業者が7月から8月にかけて1回目を、10月から11月にかけて2回目と、年2回の除草作業を行っております。

しかし、返信もなく管理もしない所有者がございまして、そういった空き地について近隣の住民から苦情が寄せられているところでございます。

美浦村環境美化条例では、第16条第1項で「空き地が危険な状態にあると認めるときは、

期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。」、第17条第1項で「正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。」としております。

従来は雑草繁茂の苦情等があった案件につきましては、個別に雑草除去をお願いする文書を送付するような対応をしており、所有する空き地の管理については、回答がなかった全件についての通知は行っておりませんでした。

しかしながら、昨年12月開催の平成30年第4回議会で、山崎議員より雑草繁茂等の管理不全な空き地に対する勧告・命令についての一般質問があったことを受け、今年度から雑草除去依頼・勧告・命令と段階的に通知していこうということになり、予算も計上したところでございます。

雑草除去依頼の通知につきましては、空き地の管理について返信がない土地のほか、自己管理で対応すると回答があったものの、実際には雑草除去していない土地も対象になります。現在、雑草除去依頼の通知発送に向けて現地確認を行っているところでございますが、その判断は困難を極めております。

例えば、4月に村からの通知を受けて、その後に自分で雑草除去した場合ですと、既に4カ月が経過しているわけで、現在はまだ雑草が伸びてしまっております。ほかに、県外在住の方ですと、お盆の時期に帰省して所有地の雑草除去をするというケースも考えられます。

どの時期に除去依頼を発送するかというのが難しく、今年度は役場委託の1回目の雑草除去が終わったタイミング、つまり、9月の発送を目標に準備を進めているところでございます。現時点では、1カ所ずつ現地確認を行っているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、既に自己管理で1回目の雑草除去を終えている場合ですと、全く雑草除去をやっていない場所の見きわめが非常に難しく、苦慮している状況でございます。

以上のようなわけで、今までに勧告・命令を通知した実績はございませんが、今年度は段階を踏んで通知をしていく段取りを進めているところでございます。

また、美浦村環境美化条例では、第19条第1項で「正当な理由なく当該命令に従わないときは、そのものに意見を述べる機会を与えた上で、命令に違反した者の氏名及びその内容を公表することができる。」としております。ご質問の、「氏名の公表をする可能性がある」との記載をした通知を出したことがあるかという件でございますが、今までに、そのような一文を入れた通知を出したことはございません。

ただし、今年度に通知を考えております勧告・命令には「氏名の公表をする可能性がある」との記載をする方向で検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

雑草除去依頼・勧告・命令を通知したことはないとのことですが、それでは、ことし4

月に雑草除去委託料納入通知書兼領収書を送付した件数は何件でしょうか。

そして、そのうち除草を村に委託した件数と、返信もなく管理もしない所有者の件数は何件だったのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

今年度、雑草除去委託料納入通知書兼領収書を送付した総件数は1,337件でございます。内訳としましては、村への委託が542件、自己管理すると回答があったものが240件、返信がなかったものが461件、宛先不明などで返戻されたものが94件でございます。

返信もなく管理もしていない場所の件数につきましては、現在、雑草除去依頼の通知を送付するための現地調査を行っているところでございますので、現時点ではお答えできませんが、今月中には把握できる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

この、村への委託をした方が542件、そして、自己管理をすると回答があった方が240件、返信がなかったものが461件、これがやはり1番多い。

そこで、先ほどのご答弁で、今年度には勧告、そして、氏名を公表する可能性があるとの記載をした命令を通知する方向で検討しているとのことですが、具体的に、除去依頼・勧告・命令等を通知する時期や間隔等の予定としては、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

雑草除去依頼につきましては、現地調査が終わり次第送付する予定でございまして、今月中に発送予定でございます。

勧告につきましては、役場委託の2回目の雑草除去終了後の12月に、命令につきましては、来年2月に通知を予定しております。

個別の雑草除去依頼ではなく、雑草除去を行っていない所有者全員に通知を行い、さらに、命令・勧告まで行うのは今年度が初めてということもあり、今年度の実績を考慮した上で、来年度以降はスケジュールを検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

仮に今後、氏名公表にまで至った場合でも、地権者が村外や県外の人である場合は何の効力もありません。そこで、平成28年第3回定例会時にも質問をしたように、罰則金を設けることを、再度検討してみたいかと思いますが、罰則金を科すことが目的ではなく、抑止の面でも、罰則金を設けるということは有意義だと思うのですが、部長の見解をお伺い

いたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

環境美化条例の空き地の管理について、罰則金を科してはどうかというご質問についてですが、県内の近隣をはじめとする32市町の、環境美化または空き地に関する条例を調査した結果、罰金もしくは過料を条例で規定しているのは6市町でした。そのうち、罰金としているのは4市、過料としているのは2市町でございます。

罰則の規定を設けている市町でも、実際に罰金等を科した実績はないということでございます。

今後、既に罰金等を規定している市町の条例等を参考にしながら、美浦村環境美化条例でも罰則金の規定を設ける方向で検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

ただいま、経済建設部長からご答弁いただきましたが、改めて村長にお伺いいたします。地権者が県外の人の場合、氏名を公表しても効力はないので、抑止のためにも、条例に罰則金を設けるということに関しての村長の、見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。

山崎議員のですね、雑草の繁茂に対する罰金等、部長が答弁されましたように県内では6市町がそういう条例をつくってございますが、実施には踏み切っている市町村はないという答弁がありました。

この前の15号の台風で、茨城県も、特に大きな災害があったのは千葉県なんですけれども、雑草の繁茂以上にですね、倒木による被害がかなり千葉県の方は多くて、まだ停電が続いている市町村が大変多くあります。茨城県では千葉ほどの被害がなかったのですが、当美浦村でも、当日調べただけでも10件以上の倒木があって、村道や公共道路がふさがれたという事実があります。雑草だけではなくですね、山の、また、自分の敷地内の、そういう木の管理も同じようにしていただかなければ、災害をより大きなところになってしまうという部分もあります。ぜひ、議員おっしゃるように、雑草の繁茂は当然でございますけれども、やはり、樹木の管理も地権者には、徹底して災害を及ぼさないような管理をしていただくという部分では、強く求めていきたいというふうに思っております。

これは、都市建設課、生活環境課、また、全ての課で自分たちの役場にですね、勤務する間の通勤の道路上でそういうものが見られる場合には、やはり早目に職員からも連絡をいただき、そのような大きな自然災害に陥る前にですね、所有者に告知をしながら管理をしていただくということをしていきたいと思います。

また、罰則等については、よその6市町ではまだ行っていないという部長からの答弁

でしたが、災害によって大きくならないように、村としては早目の告知をしながら、できれば罰則も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。

本当に前向きな、見通しが明るくなるような答弁をいただいたようにっております。よろしくお願いいたします。

今、雑草だけでなく、山の樹木に関しても管理をしてもらわないといけないと、本当にこのたびの台風では、もう道路が寸断されたりとか、まさに木の管理をしてもらいたい。枯れているような木がいっぱい山にあるので、それがちょっとした、今回のような台風じゃなくても、普通の台風であっても、もう道路のほうに倒れてきたりとか、やはりその辺は、樹木の管理をしてもらうように、村のほうからもやってもらいたいと思います。

それと、罰則金を設けている県内の6市町では、罰則金の実施に至っているところはなっているということで、先ほど部長の答弁と、今、村長の答弁でもおっしゃっていたのですが、この罰則金を設けたから、そこまで、罰則金を科せられたら大変だからということで、ご自分で雑草除去をしている人もふえてきていたから罰則金に至らないという、そういう人も出たのだと思いますので、これはぜひ、前向きに考えていただきたいと思います。

そして、村民が安心して暮らせるような美浦村にできるのは、村長にかかっています。村民が安心して暮らせるような美浦村になることを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。

通告書に従って質問をさせていただきます。

初めに、さきの台風15号により被災された村民の皆様を初め、県内外の方々に対し、深くお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧とご健康を心よりお祈り申し上げます。

最初に、学校教育での新聞活用についてお尋ねいたします。

これからの教育課程では、理念として、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を、どのように学び、どのような資質・能力を身につけるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働により、その実現を図っていく。」としております。

新しい学習指導要領の方向性は大きく3点となります。

1、何ができるようになるか（育成を目指す資質・能力）。2、何を学ぶのか（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）。3、どのように学ぶか（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）。

文科省の教育課程課の担当によれば、従来、各国の教育課程は「何を学ぶのか」というコンテンツを中心として形成されてきたが、1990年代以降はコンピテンシー（資質・能力）を重視したカリキュラムへ移行していると解説。

早稲田大学総長鎌田氏は、これまでの断片的な能力で優劣を競う時代ではない。総合的な人間力の育成が必要と、指摘されております。

来年度から順次実施される新学習指導要領では、社会に開かれた主体的・対話的な教育課程の実現に向け深い学びを掲げ、その総則で、初めて新聞活用が明示されました。

本村の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 松村広志議員のご質問にお答えいたします。

学校教育での新聞活用における本村の取り組みについてお尋ねをいただきました。

議員ご指摘のとおり、新学習指導要領では、総則の「教育課程の編成」の中の「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」において、「言語能力」、「問題発見・解決能力等」と並んで「情報活用能力」の育成がうたわれており、「情報活用能力」の育成を図るため、各種の統計資料、視聴覚教材及び教育機器と並んで「新聞」の適切な活用を図ることとされております。

一方、学校での新聞活用については、かねてよりNIEという活動が進められております。

NIEとは、Newspaper In Educationの、それぞれの頭文字をとったものであり、学校などで、新聞を教材として活用する取り組みのことです。この取り組みは、1930年代にアメリカで始まり、日本では、1985年に静岡で開かれた新聞大会で提唱され、その後、全国で展開されております。

本県においても、県教育委員会と茨城新聞社が主催となり、茨城県教育広報・NIEコンクールが開催され、児童・生徒作成部門を初めとする四つの部門で表彰が行われております。

NIEでは、社会科や国語科で新聞を教材として活用することを中心に行われていますが、小学校低学年では、新聞に載っている写真から物語をつくること。小学校中学年では、新聞で報道された「人」から、人間としての生き方や努力を学ぶこと。小学校高学年では、テーマを決めて新聞記事を集め、見出しや感想をつけて「スクラップ新聞」を制作すること。中学校では、新聞記事からディベートのテーマや主張の素材を探すことなどが、実践例として示されております。

このほか、子供たちの「読解力」の低下や活字離れが進む中、NIEによって新聞を読む頻度が拡大し、新聞の閲読習慣につながり、このことが読解力の向上にも有効であるとの調査もなされております。

NIEの実践指定校となった学校の実践報告書によりますと、「新聞を活用した授業を行ったことで、世の中の出来事や報道に興味を持ち、新聞を読んでもみようとする生徒が少

しずつふえてきた。また、新聞を教材とした学習を通して、ふだん余り使わない言葉や知らなかった言葉に触れ、調べたり人に聞いたりしながら語彙をふやしていく生徒の姿が多く見られた反面、指定が終わった後もNIEの実践を継続するためには、NIEによる教育効果を明らかにするとともに、教職員の負担とならない実践の工夫が必要である。」との課題が挙げられておりました。

教育委員会といたしましては、小中学校での新聞の活用につきましては、子供たちの情報活用能力や読解力を育んでいくため、それぞれの教科の必要に応じ、新聞の活用を図ってまいりたいと存じます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

NIE教育について、ある大学教授は「新聞は社会への窓」、「学校での学びと社会がつながっていることを実感する上で非常に有効」、「添え物であっても教科書に載せる意味がある」とまで語っております。

NIEの部会報告では、参加した生徒から「学校での学習が、自分たちが生きていく社会とつながっていることを実感した。」また、「一つの出来事も多面的・多角的な視点で見えていくことが大切だと思った。」などの感想が挙げられております。今、子供たちには、社会の出来事に関心を持ち、みずから考え、解決する力が求められております。子供たちの学びを深めるため、本村の各学校図書室における一般紙の新聞の配備について意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

子供たちの学びを深めるため、各学校図書室における新聞の配備についてお尋ねをいただきました。

村内の学校における新聞の購読状況につきましては、木原小学校で子供新聞を購読しており、このほか、3小学校と中学校では、本日、茨城新聞の方もお見えになっておりますが、茨城新聞を購読しております。

これまで、子供新聞につきましては、図書室に配置しておりましたが、茨城新聞については図書室には配置していませんでした。

今後は、子供たちが新聞に親しむ機会をつくるとともに、情報活用能力を育み、購読している新聞の有効活用を図るため、茨城新聞についても小中学校の図書室に配置をしてまいりたいと存じます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

また、早速の対応に感謝いたします。

我々にとって一番身近な活字文化である新聞、新聞科学研究所の行った調査によれば、新聞の非購読家庭の子供で、集中力があると答えたのは半数に満たない49.6%で、購読家

庭の子供の率60.3%と、大きな差があらわれております。

また、「日ごろから地域行事に参加する」との調査に対しては、非購読世帯20.8%に対し、購読世帯32.6%と大差が出ておりました。

さらに、新聞の有用性から見るならば、新聞通信調査会の2018年度の調査では、その信頼度において、100点満点中、インターネットが49.4点に対し、新聞は69.6点と、高い信頼が寄せられております。

「活字文化が衰退してしまえば、深い思索や考察が減り、刹那的、衝動的な傾向に陥らざるを得ない。そうなれば、創造的な精神や自立の心が弱まり、膨大な情報量や時代の急速な流れに翻弄されかねない。」世界的教育者は、以前からこのように警鐘を鳴らしております。

余談となりますが、日ごろ手にする新聞はごらんのとおり災害時に大変役立つほか、さまざまな活用の用途があります。また、大災害時は特に正確な情報が得られないことも多々起こりえます。政府や自治体にあつては、正確な情報ソースとして新聞の有用性や可能性にもっと目を向けるべきであると考えます。

続けて次の質問に移ります。

現在、国連主導のもと、国内はもとより全世界でSDGs（持続可能な開発）の達成に向けた取り組みが加速化しております。これは、誰も置き去りにしないとの崇高な理念のもと、17の目標、そして、169のターゲットからなっております。

これまでも幾度か質問で取り上げておりますが、今回の目標12では、「持続可能なライフスタイル」。そして、「持続可能な公共調達」等が問われております。要は、「つくる責任・使う責任」ということです。目標12は、先進国か開発途上国か、富裕か貧困かにかかわらず、私たち一人一人が、消費者として生活パターンを改革するよう呼びかけております。また同時に、全ての事業者が、その事業活動を通して、持続可能な開発に貢献することも求めています。さらに、全ての国家も持続可能な生産と消費に資する環境・経済・社会の実現に向けた施策を実施することを必要としております。そのためには、消費者として、生産者、事業者、そして、その企業、国が、持続可能な消費と生産のパターンを確保するために、これまでの当たり前から脱していく方法を模索することが求められます。

ターゲット12の3には、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」とあります。また、国会でも「食品ロス削減推進法」が5月に成立。政府が「食品ロス削減の基本方針を策定する」と明言したほか、各自治体には、具体的な推進計画をつくる努力の義務を課しております。

身近なところから、学校給食における本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 松村議員のご質問にお答えをいたします。

本村の学校給食におけるロスの現状と取り組みについてお尋ねをいただきました。

学校給食につきましては、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と、適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うこと、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることの理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くことなどを目的に実施をしております。

議員ご質問の、学校給食における食材の廃棄につきましては、毎月栄養教諭による献立の作成後、栄養教諭、調理師、給食主任で献立会議を開催し、栄養面からだけではなく、1日分のボリュームを考慮して献立を作成しております。

また、その献立が作成された後に、栄養教諭により、使用します食材の量を計算し、必要な分の食材をその都度、必要なだけ仕入れるようにすることにより、できる限り食材の廃棄をなくすよう努めております。

また、食品ロスにつきましては、環境省の調査によりますと、給食を残した量を、提供した量で割った残食率の全国の平均値は、平成25年度の数値で約6.9%となっております。本村の残食率は平成29年で約5.1%であり、全国平均より少ない数字となっております。

次に、学校給食におけるロスの取り組みについてでございますが、献立会議や仕入れの工夫のほか、給食の時間に放送で指導を行うことや、家庭科や学級活動の時間に、食に関する授業を行うこと。月に1度、栄養教諭による食育に関する授業などを行っております。

先ほど申し上げましたように、本村の残食率は全国平均より少ない数字となっておりますが、食材の廃棄や食品ロスについては、なくなることが理想であり、持続可能な開発のためには少しでも少なくすることが必要ですので、今後も、学校給食におけるロスを少なくするよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

ターゲット12の4、2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な科学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、科学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

さらに、12の5では、2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する、とあります。

本村でも毎年行われる粗大ごみの回収事業、そのときの回収される膨大なごみの量を見ると、まさに使う責任が問われていることを痛感させられます。

粗大ごみをはじめとした廃棄物の削減等について、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） 松村議員の質問にお答えします。

粗大ごみ等の廃棄物の減量化については、処理費用の節減やCO₂の削減にもつながるため、取り組むべき課題だと思っております。

一般廃棄物については、平成25年度より、ごみの分別によって、より細分化され、それに伴い資源化するごみの量も倍近くまでふえたところでございます。

村では、江戸崎地方衛生土木組合の協力のもと、3R活動を推進しております。3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の三つの英語の頭文字をあらわし、リデュースは、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるようにものを製造・加工・販売すること。リユースは、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。リサイクルは、再使用ができず、または再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することでございます。

毎年11月に開催されております産業文化祭では、特設テントを設け、啓発品を配布し、ごみの分別や減量化について啓発を行ってきました。

ことしも、3R活動について広報等で周知・啓発を行い、ごみの減量化を目指していきたいと考えております。

また、質問とはちょっと違うのですが、江戸崎衛生土木組合では、今回、台風で被害を受けた廃材が日量70トンの枠を超え、龍ヶ崎市の焼却施設に要請したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

ターゲット12の6は、特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能に関する情報を定期報告に盛り込むことを奨励するとしております。

ローソンやセブンイレブンでは、消費期限が迫る弁当などに対し、値引きの実証実験を開始するなど、食品ロス削減、SDGsの達成に向け、コンビニ業界も既に動き出しております。

さらに、ほかの取り組み事例を二つ紹介いたします。

昨年12月、SDGsに取り込むトップランナー企業・団体を政府が表彰する、第2回ジャパンSDGsアワード内閣総理大臣賞に選ばれた株式会社日本フードエコロジーセンターでは、食品関連事業者が出す食品廃棄物を、良質な液体飼料（リキッド・エコフィード）に加工し、提供を受けた養豚農家がブランド肉を出荷する食品リサイクルループを構築。これにより、食品廃棄物の処理費用と、輸入飼料に頼る養豚経営の課題の同時解決に向けて進んでいるとのこと。

また、電気のないネパールの山村に土木工事不要の水力発電機を届けるプロジェクトに取り組んでいる、日立市の株式会社茨城製作所では、同社が開発した軽水力発電機「Cappap（カップ）」を小川や水路に沈めるだけで発電を可能にし、現在、国際協力機構

(JICA)の中小企業海外展開支援事業として行われているようです。

担当者たちは、「貧困地域に安定した電力を供給することにより、教育環境と生活水準の向上を後押ししたい」と、崇高な志のままに、日々、環境にもめげず献身的に取り組まれています。明かり一つなかった学校教室や今まで薄暗い部屋に身を寄せ合い暮らしてきた家族たちにとって、どれだけ安心と希望の明かりとなったことでありましょうか。

誰も置き去りにしない。誰も置き去りにされない社会に向け、今、世界が大きく動き出しております。しかし、いまだに無関心と無責任が多く蔓延していることも事実であります。

質問の終わりに世界的教育者の進言を紹介し、私の質疑を終了いたします。

無関心とシニシズム。冷たく笑う主義は、ある意味で悪そのものより危険な面を持つ。この二つに致命的に欠けているのは、他者へのまなざしであり、その結果、他者の痛みや苦しみに対して不干渉となってしまうからだ。

以上で、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時20分に再開をいたします。

よろしく願いをいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時27分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 質問に入ります前に、先日の台風15号の被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、執行部におかれましても、迅速な対応と復旧活動をされましたことに敬意を表する次第でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、空き家・空き地対策の推進について質問をいたします。

住宅地内の空き家や空き地の樹木や雑草に対しての相談は毎年切れることなくございますが、最近では、所有者に連絡がつかず、手の打ちようがない案件が出てきております。環境美化条例も制定し、住んでいる住民の意識づけが急務であると考えます。美浦村にて安心して住み続けられる環境整備を推進する意味で、この状況を回避するためにどのような解決策があるのか。昨年6月にも質問をいたしましたが、その後の進捗状況をお尋ねをいたします。

まず、1番目、空き家について質問をいたします。

資料1をごらんください。

資料1は正面入り口、左上が正面入り口部分。また、右側が全体図でございますが、角度を変えております。これは空き家でございます。

資料の3は、左下は住宅地における地権者はわかっておりますが、手を打たれていない住宅でございます。

資料1・2で示された物件は、このたびの台風でも倒木や屋根の一部が近所に飛びまして、危ない状況でありました。昨年よりも崩壊が進む危険性に加えて、ごみ等の投棄がふえている現状でございます。

資料3は所有者に連絡がつかず、そのままになって手つかずになっている状況ではございますが、樹木も伸びて台風時も大きく揺れ、近隣の住民は、いつ倒れるかと怖い思いをされている物件でございます。

近隣に迷惑をかけずに綺麗にされてる方々の住宅地内を撮ってまいったのが資料の4番でございます。周りの方は皆さん綺麗にされている意識のある住宅の方でございますので、より心配をされている物件でございます。

申し添えておきますけれども、ただいま示されたこの物件は、「美浦村空家等対策の推進に関する条例施行規則」の「軽微な措置」として村長が必要と認め、担当課職員が枝打ちをしていただいていることに、近隣住民の思いを代弁して感謝と敬意を表する次第でございます。

本当にありがとうございます。

以上、ほんの一例を示しましたがけれども、質問の①、現在の空き家件数と管理状況の課題をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） 林議員の質問にお答えします。

平成30年4月1日に「美浦村空家等対策の推進に関する条例」が施行されました。この条例により、空き家特措法では規定していなかった行政指導の実施が可能となり、特定空家となることを未然に防ぐことが可能となりました。

また、災害などにより建築物の崩壊の恐れがあるときや、樹木の倒木の恐れがあると認められた場合において、行政側が即時に最低限の対応がとれるよう緊急安全措置を規定したことにより、空き家周辺の安全確保が可能になりました。

空き家の件数についてのご質問でございますが、現在、村の空き家対策としては平成28年度に策定しました「美浦村空家等対策計画」に基づいて行っているところでございます。その時点では323件の空き家がございました。

その後、解体に至った物件や入居した物件がある反面、引っ越しなどで新たに空き家になった物件もあると思われます。

しかしながら、空き家の件数をリアルタイムで把握するのは困難であり、空き家対策の趣旨としては、倒壊など危険性のあるものについて適正な管理を促す、合わせて空き家が管理不全の状態になる前に空き家の利活用を促進するということであることから、まずは

そういった案件に注力していきたいと考えております。

美浦村空家等対策計画につきましては、5年ごとの更新を予定しておりまして、次回は令和3年度に行う予定です。計画策定前には村内の空き家の現況調査を行いますので、その際には改めて空き家の件数を把握できるものと思っております。

次に、空き家対策の現状と課題でございますが、課題としてしましては、相続等の問題や金銭的な問題が大きいと感じております。それらの問題を解決すべく、解体費補助金を設置し、また、各団体に協力を求めるべく協定を締結してまいりました。

協定につきましては、これまでにシルバー人材センター、一般社団法人茨城県建築士会、茨城司法書士会、美浦村建設業協会と協定を結び、各団体に、住民からの相続の問題や空き家の売買、解体や日常管理などのさまざまな相談に対して、それぞれの専門分野において、行政を窓口とすることで直接相談者とやりとりをしてもらうという取り組みをしております。これにより、空き家問題に対する対応の迅速化と業務の効率化が進み、新しい施策の検討や、より多くの空き家に対する対応が可能となり、空き家等対策がより進んでいくものと期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） はい、ただいまの答弁で、美浦村空家等対策の推進に関する条例で緊急安全措置を規定していただいたことで、住民の安全確保に大きく貢献していると評価をいたします。

そこで、再質問をいたします。

空き家が323件とのことですが、その所有者全世帯、把握をされているかどうかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

所有者につきましては、全件把握しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） はい、全件把握されているということで、とても心強く思っております。

ところで、美浦村空家等対策計画更新を令和3年に実施とのことですが、そのときの空き家の現況調査の調査方法はどのようにされるかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

調査については、委託業者が全村を回り、1件ずつ確認を行っていきます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 委託業者に1件ずつ確認をしていただくという答弁でしたが、1件1件戸別訪問、行くのは簡単でございますが、会うことがとても大変な、とても時間のかかる地道な調査であると推察をされるわけでございます。所有者が村外の方ですと、実質的に空き家管理となっております。

適切な管理の具体的周知方法はどのように行っているかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

村外の相続者所有の空き家でも、管理されている物件も多いので、管理がされていないとみなされる空き家についてのみ、所有者にシルバー人材センターの管理委託等についての周知を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） はい、日ごろ苦情や問い合わせ等の処理に追われている生活環境課や都市建設課の日常業務に大きく支障を来しているようにも伺えますので、シルバー人材センター管理委託がふえるよう、さらなる周知徹底を期待をするところでございます。

先ほどの資料3・4でも示しましたが、敷地内樹木延伸は、いつ倒れ、近隣住宅地被害や通行者への被害につながるかわかりません。心配される樹木に特化してですが、ある程度の期間、不対応物件の樹木伐採にも強制執行やむなしと考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法において、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態」の立ち木等については、指導・勧告・命令ができるとなっております。

ただし、樹木の延伸だけではそれには該当しないため、所有者に伐採のお願いの通知をすることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまは、放置すれば危険とある状態に対しての勧告・命令ができるということで、樹木は伸びるだけでは該当しないとの答弁でございましたけれども、苦情や相談のある物件に関しては、危険性を感じての相談でございますので、今後も根強い働きかけを延伸に関してもお願いをしたいと思います。

それでは、質問の②、特定空き家等に対する措置の推進状況をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

特定空き家についてですが、村では保安上の危険性、衛生上・景観上・生活環境の保全上

の支障などの観点で調査・検討を行い、空家対策協議会に諮った上で認定しております。現在までに、特定空家として認定した物件は6軒ございます。

このうち、布佐地区にございました1件は建物の傾きが見られ、かなり危険な状態でしたが、解体費補助金の利用により解体に至っております。

残り5件のうち、まず土屋地区の案件ですが、当初、空き家全体を竹林が覆っている状況でございまして、それについて周辺からの苦情が寄せられておりました。県外の所有者宅を訪問し交渉したところ、毎月シルバー人材センターに定額を支払い、とりあえず竹の除去を行い、その後、建物の解体についても検討してくれるということで、今現在進んでいるところでございます。

次に、南原地区の案件でございますが、相続者が東北地方に住んでおり、職員が直接訪問し交渉してまいりました。こちらについては、購入希望者もいるため、後日売買に必要な書類を送付し、このまま解体に向けて話が進むことを期待しておりましたが、相続者の1人が海外在住ということで、手続きが停滞しております。親族とも連絡を取り協力していただいておりますが、最近では電話連絡もとれなくなっているため、現在、次の対応について検討しているところでございます。

その他3件についても、所有者と面会し交渉をしているところでございますが、資金面の問題や、建物と土地の所有者が相違しているなどの問題があり、思うように進まないのが現状でございます。

これらの案件については、引き続き交渉を続けていくとともに、空家対策協議会の各委員のご意見を伺いながら、対応を協議していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） るる、厳しい現状の中での特定空き家への対策が着実に進んでいることが理解ができました。

先ほどの資料1・2でも示しましたがけれども、崩壊間近の家は青少年のいたずらや放火の危険性もあり、近隣の住民は不安を抱えております。その不安を解消するためにも、さらなる対策強化を推進することが急務と考えますが、その点いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

保安上、危険性だと思われる案件につきましては、特定空家として認定し、対応しているところでございます。いたずら等に対しての住民の不安を解消するためにも、根気強く交渉を続けていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ぜひ根気強い交渉を続けていただきたいと思います。

特定空家解決のためにも、このたび導入されました解体費用の一部助成が行われておりますけれども、質問の③といたしまして、解体費用の一部助成の実績をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

村では、平成30年度より、適正な管理がされないまま放置されている管理不全空き家等の解体を促進し、村民の安全安心の確保、生活環境の保全を図るため、工事費の一部に対して補助金を交付する、空家等解体費補助金を設置いたしました。

補助金制度の対象となるのは、特定空家及び準特定空家なので、所有者に対しては周知、制度についての説明を行い、解体を促しているところでございます。

平成30年度の交付実績としましては、特定空家に対して交付したものが1件30万円、特定空家に対し3件57万8,000円の、合計87万8,000円を交付し、4件が解体に至っております。

〔「準特定空家でしょ」と呼ぶ者あり〕

○経済建設部長（山口栄美君） すみませんでした。

準特定空家に対して3件57万8,000円の合計87万8,000円を交付し、4件が解体に至っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 導入をされて即4件との実績を伺いました。

この4件が解体できたのも、解体費用の助成制度導入の成果であると評価をいたします。今後も推進をよろしくお願いいたします。

続きまして、2. 空き地について質問をいたします。

資料1をご覧ください。こちらは空き地の写真でございます。

今般、台風15号での倒木現場でございます。まさかこのところで倒木するとはと、誰も疑っていませんでしたが倒れました。また、これだけで終わらないだろうという、その近隣の方の不安もおおっている現状でございます。

また資料2は、こちらの2の方は空き地の倒木しか立っていない、家は建っていない倒木だけの物件でございますが、地域住民が危険視をされております。電線よりも高い部分で揺れると電線にもさわりますし、ここを何とかできないかという声もいただいております。

住宅地隣接している空き地の樹木の苦情、また、問い合わせと実績をお尋ねさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

平成30年度に寄せられた、住宅に隣接した空き地からの樹木の伸長に対する苦情は、8件ございました。この8件に対しては、通知または電話等で、適正管理についての依頼を

しております。

このうち、樹木の伐採などの対応の報告があったものは3件になります。

残り5件については、対応はしてくれたものの連絡はいただいていないもの、未対応のものもございます。あくまでも当事者間の問題でありますことから、村としては強制的な指導はできず、適正管理についてのお願いということで、連絡をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 8件中3件が対応されたということは、住民としてとても安心感が広がってよかったことだと思います。地権者の方の協力はもとより、担当課の住民に寄り添う対応の結果であると痛感しております。残り5件も知恵を出し合って、よい結果が出ますことを期待しております。

続きまして、3. 空き家・空き地について質問をいたします。

皆様ご承知のとおり、空き家や空き地にならないためには、所有者が次の所有者に確実に継承する手続が必要であります。

①所有者の名義変更時、新所有者への周知はどのようにされているか。また、その実績があれば、重ねてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

空き家並びに空き地の名義変更時の新所有者への周知等は、現在のところ行っておりません。名義変更等で所有者が変わったときに、適正管理についてお願いするのは有効だとは思いますが、多くの場合は名義を変える場合、家や土地の使用目的が決まっていることが考えられ、管理不全になりにくいと思われます。

最初にも述べたように、まずは危険性があるもの、または将来的に危険なレベルになることが予想されるものに対しての適正管理、そして、空き家の状態が悪くなる前に利活用を促進するなどの対策を推し進めていこうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 周知は行っていないとの答弁でございましたけれども、それではですね、所有者の連絡先等の把握が難しくなっている空き家・空き地、そのまま未処理状態が続く物件がふえていることにつながっていくのではと、懸念をされる次第でございます。

現在どのようなタイミングでするかは難しいとは思いますが、周知徹底のタイミングをぜひ検討していただいて、これからは何としてもきちっと自分自身が後を引き継ぐのだという人を明解にさせていただきたいと思います。

先ほど、一番最初の答弁で323件、所有者全部把握をしているということでございし

た。所有者は把握をしていますが連絡がつかないという現実がございます。そのことで、今住んでいる住民の人たちが大変な思いをしている、危険な思いをしているという、この実態を何とかして打開をしていただきたいという、そのご努力をお願いする意味で、今質問をさせていただきます。

そこで再質問をいたします。

村外遠方の所有者管理は厳しいのが現実です。確実に特定空家予備軍であります。

村外所有者への対応をどのように現状なされているのかをお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

村外在住で管理が難しい所有者に対しては、シルバー人材センターの空き家管理をご案内しているところでございます。

シルバー人材センターでは、定期的な空き家や庭の調査とその報告、あわせて除草、木の剪定、軽易な大作業などを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 今まではいろんな苦情や問い合わせのことでお尋ねをしてまいりましたが、現状は苦情のない物件に対してもお困りの方はたくさんいらっしゃいます。苦情のない物件に対しての把握は難しいわけですが、そういうところも理解をした上で、今後も行政運営をしていただきたいということを申し述べておきます。苦情のない空き家でも、所有者がわからず困っている住民はいます。その点、どのようにお考えかお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

平成28年度には323件全戸について、村で現地調査を行っております。その後、状況が変わっている空き家もあるとは思いますが、全ての空き家の状態を常に把握するのは不可能であるため、近隣の住民や各地区の区長などに、状態が悪い空き家についてご連絡をいただければ現地確認の上、早急に対応いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 常に現状把握は厳しいということでございましたので、そういう意味では、問い合わせをしていただけている方っていうのは、その情報の提供者でもあるわけですよね。ですので、そういう方々の対応を丁寧にしていただくと、またさらなる協力者につながっていくのではないかと思います。お互いに気持ちよく対応していただき、気持ちよくご相談をしていただける窓口対応というか、そういうものを心がけていく中で、役場は何もやってくれない、ではなくして、「私にもそういう義務があるんだ」と、「私たちもこの地域を守るために行政に伝える義務があるんだ」という意識を持っていだけ

ることにつながるのではないかな、というふうに私は考えております。

ただいま困っている方々には担当課に相談するように、地元でね、ただつぶやいているのではなく、苦情も悶々と抱えているのではなく、きちっと地域のために自分の役割を果たすためにも、きちっと皆さんが声を上げて役場に協力することも必要であるということ、私自身もこれからちょっと声を大にして皆さんに伝えて、より多くの方の目で、いろんな現状把握が役場のほうでできるように、協力をしてもらえるように、私も強力に流れをつくってまいりたいと、ただいま答弁をいただきまして決意をさせていただきました。

管理の周知についてですけれども、県の資料、県で発行している「空き家を考えよう」というリーフレットがございます。

こちらは2ページ目に行くといろいろすごくわかりやすく、空き家の放置はさまざまな問題があるということで、いろんな状況も提示していただいておりますし、いろんな推進に関する特措法があるということも教えていただいているページでございます。

3ページにいきますと、また、いろんな現状ですか、しっかり管理しましょうって、私たちが自分でできることをきちっと管理しましょうということの働きかけにつながるチェックリストも載せてありますので、こういうのも活用するのは有効ではないかなと考えている次第でございます。

未管理件数をふやすのではなく、防ぐ対策として定期的にこのようなリーフを配布すべきと考えますが、その点いかがお考えかお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

平成29年度に行ったアンケート送付の際には、村で作成したチラシ等を織り込み、空き家管理の啓発を行っております。

また、村でもリーフレット作成済みですので、今後はそういったものを活用しながら、所有者に空き家の適正管理並びに利活用を呼びかけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 村でもすばらしいリーフをつくられて配布をしているということをお教えていただきました。とてもすばらしい内容だと思います。よく網羅されていると思います。これを周知しないのはとてももったいないと思いますので、やはり、今後の空き家・空き地ができないための、未然に防ぐ意味でも、今、所有者の方々、地権者の方々に、ぜひこういうリーフレットを定期的に配布をしながら、注意喚起をすることも、とても有効ではないかと考えている次第であります。

ただ、しかしながら、村の予算も限りがございますので、村でのリーフを印刷するのにお金がかかりますのでね、もしあれであれば、県のリーフも活用しながら、交互に活用しながら、県の予算も利用する中で、件数増を未然に防げることが有効であると考えます。

そこで質問の②、所有者不明等の固定資産税未納件数があるのかどうか、お尋ねをさせ

ていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 山口栄美君。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

所有者不明の固定資産税の未納の件数ということでご質問をいただきました。

今年度の固定資産税の納税納付書は4月に発送しております。この際に納付書が郵送で届かず、所有権登記の住所確認や住民票の調査などをしたにもかかわらず、送付先が不明なものについては、法的に届いたこととする「公示送達」という手続をとりましたが、この件数は12件ありました。この12件のうち、本人からの連絡により2件の送付先が判明したため不明件数は10件となりました。この10件のうち、固定資産税の未納があるものは9件です。また、送付先不明の10件の中で、空き家と判断されるものが2件あり、固定資産税は未納となっております。

さらに、空き家調査で323件ということでしたが、その後の調査で所有者に確認したところ、使用目的が決まっているもの、解体する意向のものを除いた197件とされたものについての納税状況では、未納件数が29件となっています。この未納29件については、督促、催告をしながら、納付されない場合には、差し押さえなどの処分をしていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 29件の未納者の方、これは短期でもあり、また長期的に未納の方もいらっしゃるのではないかと推察されるわけですが、未納ということは、実際に空き家・空き地の管理をしているかっていうと、ちょっと疑問ですね。やはりきちんと納付されている方、意識のある方は、ちゃんと管理をされる方につながると思います。この未納の方へのまた強力な働きかけをすることで、いろんな未処理物件を減らすことにつながるかと考えて、このような質問をさせていただきました。現実、つながらないっていうのは、とても大変な状況でありますけれども、何とか今後も鋭意努力を重ねながら、この29件の方が滞納ではなく、納付していただけるために、また、働きかけをしていただけたらと思います。また、しっかり納税と適正管理の周知徹底がなされますよう、今後も推進していただきたいと思います。

そこで最後に村長に伺います。

先ほどの同僚議員への答弁でも、村長のほうから、雑草除去だけではなく、樹木管理に対しても注意喚起が必要である旨のお話を述べられておりましたけれども、その件に関しては心強い限りでございます。

別角度からの質問をさせていただいておりますが、今後、空き家や所有者不明物件、滞納を減らしていくための方策と、緊急対応のための行政代執行に対するお考えを、どのようにお考えかお尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 先ほどね、雑草とか樹木に関してという部分で同僚議員の質問に

お話ししましたが、当然、空き家等、特定空き家は特別そうなんですけれども、今、解決になかなか——答弁の中で、青森県のほうにいる方、持ち主は判明しているのですが、相手が、内容証明を送っても、受け取ってはいるのですけれども、回答がない。これについても、職員が3月に1度向こうに行って、会って、その内容の書類も送って、受け取ったと思うのですが、進展がないという部分があります。

先ほどの特定空き家の1番に該当する部分だと思います。

これについてもですね、10月に入ったら、再度、職員が訪問をして最終的な判断をしていこうということで、最終的には強制執行も特措法を使ってやらないと、近隣の住宅に被害が及ぶということにもなりますので、一応、内容証明つきで送った部分が戻ってこないということなので、当事者にかかわる身内に相当する方が受け取っているのであろうというところなので、本人はアメリカに仕事をしているということでございますけれども、今の現状を理解していただいて、早目にそれを処理していきたい。

また、美浦村323戸から少しずつはそういう部分が減ってきておりますけれども、できれば月次でどのぐらいの把握ができていくかというのは、空き家に新たに転入されてきた人がどの空き家に住居というのは、住民課で転出・転入の部分を把握できますので、それがどの住所に転入されたのか、または、転出された方はどの住所から転出されて、それが、家族の一員なのか、家族全員がもういなくて空き家になるのかというのは、ちょっとね、労力を使えば住民課と生活環境課の中で調整ができれば、ある程度月次ぐらいの把握はできていけるのかなあというふうに思います。

そうでないと、年間でどれだけの人が転出されていなくなるか、転入されて、またその空き家にきたのかというのが月次でリアルタイムにできると思うので、こういうことをやっている自治体ももう中にはあるのではないのかなというふうに思いますけれども、美浦村323戸なので、ちょっと労力を使えばその辺は把握できる部分もあるのかなというふうに思います。

ぜひ美浦村から、月次でそういう転出・転入を踏まえて、空き家を少しでもですね、または美浦村の中にある不動産業者がどの人に転売をしたという情報ももらえれば、美浦村に転入してこなくても所有者が変わったという情報も得られるのではないのかなというふうに思います。そういうところに固定資産のつけかえをできれば、固定資産の場合は、1月1日現在の部分でありますけれども、ぜひその辺の対応がスムーズにできれば管理もしやすくなるのではないのかなというふうに思っております。

ぜひ、今はITの時代なので、うまく使えば、管理できるのではないのかなというふうに思っております。

私はこういうことを言うので、多分、担当課はまた難しい話をするというかもしれませんが、でも、地域の区長さん、また、地域の近隣の人が安全で安心して生活できるには、そのぐらいの情報は行政で持っているというのも、情報の発信になるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） とても前向きな答弁をいただきまして感銘しております。

本来、庁内のグループ化、関係所管が連携をとりながら、よく福祉部門はそういう連携をされておりますけれども、こういう部分でも連携をしていく、担当課からすると、ちょっと苦い提案かとは思いますが、でも、本当にそれができたら素晴らしいと思います。また、そういうことができる美浦村ということで、外にPRができるこの対応ではないかなと思いますので、ぜひ、担当課は大変かとは思いますが、体制をぜひ協議いただいて、村長の思うようなグループ化ができて、その所在者が常に連携がつけられる、これは理想でございますが、少しずつその連絡つかないところが連絡つくようになり、またそのグループ化が進み、職員間の連携が強固である、素晴らしい美浦村職員であるということも、どんどん外にPRをしていく一つの大きな事業になるのではないかと思いますので、ぜひこれを強力に進めていただけることを期待をさせていただきます。

先ほど、行政代執行の話もしていただきましたが、本当に今住んでいる住民が安心安全で過ごすために必要な判断であると思い、本当に村長の意気込みに敬意を表する次第でございます。環境整備している地域に住民は住み続けます。今までは近所の方が、近隣の方が雑草駆除等でできていた方も、高齢化でできなくなってきております。これから未管理件数による被害者が増加する可能性が、もう見えてきております。終の住みかとして住み続ける、郷土愛ある住民を守るのが村長としての使命であり、責務であると思います。担当課はできることを最大限に現在も実施していただいております。あとは、行政代執行に踏み切る村長の信念と判断力にかかっているといっても過言ではないと思っております。

住民に寄り添うことで、住民に協力してもらえという協働のまちづくりができる美浦村を目指していただく上で、さらなる空き家・空き地対策の推進によって環境整備事業が進みますことを、また、住民目線での陣頭指揮をとっていただけることを念願し、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

以上で通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時17分 散会

**令和元年第 3 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号**

令和元年 9 月 2 0 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第 1 号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例
議案第 2 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議案第 3 号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の全部を改正する条例
議案第 6 号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例
議案第 8 号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 9 号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 10 号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 11 号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 12 号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 13 号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 14 号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 15 号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第 1 号）

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

- 議案第 16 号 平成 3 0 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
議案第 17 号 平成 3 0 年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 18 号 平成 3 0 年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 19 号 平成 3 0 年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 20 号 平成 3 0 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 21 号 平成 3 0 年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第 22 号 平成 3 0 年度美浦村水道事業会計決算認定の件
議案第 23 号 平成 3 0 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

議員派遣の件

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
10 番	林 昌 子 君	11 番	小 泉 輝 忠 君
12 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

9 番 飯 田 洋 司 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	山 口 栄 美 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱 田 勘 木 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君

大 谷 保 育 所 長
木 原 保 育 所 長

保 科 八 千 代 君
永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記
書 記

岡 澤 光 一
木 村 弘 子
高 松 良 幸
五十嵐 良 考

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。飯田洋司君の1名が欠席となっております。

これより、令和元年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第1号 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 美浦村農業集落排水処理施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 美浦村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢議員。

○8番（岡沢 清君） 議案書の32ページです。

7 企画費 使用料及び賃借料として、3番使用料、第四次L G W A N接続サービス使用料12万2,000円が計上されております。

L G W A Nというのは、簡単に訳せば地方行政自治体——広域通信網に当たるとは思いますけど、この第四次接続サービス使用というものについてお尋ねします。

さらには、この第四次L G W A Nへの接続はいつから開始されたものなのか、あるいはいつから開始されるものなのか、その点についてもお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいまの岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

7 企画費の使用料賃借料の行政情報化推進事業費の第四次L G W A N接続サービス使用料に関するご質問をちょうだいしました。

現在、第四次L G W A N、岡沢議員のご指摘のとおり、各国の省庁及び地方公共団体の省庁をつなぐための、国が利用しているネットワークシステムをL G W A Nと呼ぶことになっております。

現在第四次のシステム構築をしておるところでございまして、本来でございしますれば、本年度、令和元年度当初予算に計上するところとございましたが、第四次L G W A Nの切りかえが現在進行しておるところでございまして、使用料が確定をしたのが今回の補正予算を要求するタイミングとなりました。それによりまして、今回の補正に計上させていただきまして、使用料を国の方にお支払いするという仕組みとなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第11号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第12号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第13号 令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第14号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第15号 令和元年度美浦村水道事業会計補正予算
（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算
認定の件から、日程第23 議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び
決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 沼崎光芳君。

○決算審査特別委員長（沼崎光芳君） 平成30年度美浦村決算認定の8議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は令和元年9月10日、本議会において設置され、同日、議案第16号 平成30年

度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の8議案が委員会付託となりました。

特別委員会は9月10日、9月12日の2日間開催をいたしました。

9月10日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。指名推選により、決算審査特別委員長に私、沼崎光芳、副委員長に林 昌子君が選任をされました。

9月12日の特別委員会では、議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の8議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第22号 平成30年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案は全員賛成により認定するものと決定をいたしました。

また、議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件は全員賛成により可決及び認定するものと決定をいたしました。

以上の結果を、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

以上です

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため省略をいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定するというものです。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第17号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第18号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第19 議案第19号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第20号 平成30年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第21 議案第21号 平成30年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 議案第22号 平成30年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第23 議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり、可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第24 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長 林 昌子君。

○厚生文教委員長（林 昌子君） 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査の結果をご報告を申し上げます。

厚生文教委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月11日水曜日午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者 茨城県教職員組合 杉山 茂氏ほか55名。紹介議員は山崎幸子議員です。

紹介議員である山崎議員に委員会へご出席いただき、趣旨説明を受けました。

内容は理解できるもので賛成との意見と、美浦村の実情としても教職員の増員が懸念されるので趣旨について心情的には理解できるが、国の予算が逼迫する中、いかななものかとの意見も出されました。

決によりまして、賛成多数で採決と決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択とすることです。

この請願は委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第25号 発議第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

小泉嘉忠君。

○6番（小泉嘉忠君） 先ほどは、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための教育政府予算に係る意見書採択を求める請願につきまして、採択されましたことに対し敬意を表します。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第26 議員派遣の件を議題といたします。

本案については、地方自治法第100条第13項及び会議規則128条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、タブレット配信にありますとおり派遣することにしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣はタブレット配信のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 日程第27 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和元年第3回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 葉 梨 公 一

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠

署 名 議 員 塚 本 光 司

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

令和元年 9 月 1 0 日 開議

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	沼崎光芳君
副委員長	林昌子君
委員	下村宏君
〃	山崎幸子君
〃	北出攻君
〃	松村広志君
〃	葉梨公一君
〃	小泉嘉忠君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	小泉輝忠君

1. 欠席委員

委員	飯田洋司君
----	-------

1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局長	岡澤光一
書記	木村弘子

○議会事務局長（岡澤光一君） それでは、決算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしくお願いいたします。

午前 11 時 24 分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、11名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法については、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、沼崎光芳君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、沼崎光芳君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは委員長と交代をいたします。

○委員長（沼崎光芳君） それでは、委員会を再開いたします。

これより決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 指名推選とのことでございますので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、林 昌子君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

○委員長（沼崎光芳君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月12日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時28分 散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

令和元年 9 月 12 日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第17号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第18号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第19号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第20号 平成30年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第21号 平成30年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第22号 平成30年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	沼崎光芳君
副委員長	林昌子君
委員	下村宏君
〃	山崎幸子君
〃	北出攻君
〃	松村広志君
〃	葉梨公一君
〃	小泉嘉忠君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	小泉輝忠君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村		長	中	島	栄	君		
教	育	長	糸	賀	正	美	君	
総	務	部	長	平	野	芳	弘	君

保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	山 口 栄 美 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	高 橋 利 夫 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱 田 勘 木 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	栗 山 和 男 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時02分 開議

○委員長（沼崎光芳君） みなさんおはようございます。決算審査特別委員会へのご参集、大変お疲れ様です。

ただいまの出席委員は12名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開催いたします。

付託されている案件についてはお手元の議事日程のとおり、議案第16号から議案第23号まで、各会計の決算認定及び剰余金の処分の8議案となっております。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては質疑の際、決算書ページ数及び科目

名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

また、執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用して、はっきりと発言するようお願いをいたします。

また、本日も大変暑くなってきておりますので、上着のほうは脱いでもらっても結構です。それでは審査に入ります。

○委員長（沼崎光芳君） 議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） はい。決算書の35ページ、16財産収入の中の不動産売払、売払収入、その中の5番、土地建物売払収入。これがかなり大きな額で七百、772万9,680円。それで昨年の比較、平成29年度の決算の時は26万5,000円。その時の土地とか建物とか、その価値でちょっと変わってくるのだと思うのですが、かなりこの平成30年度はかなり大きなものなので、これはどこの土地・建物なのか、それをお聞かせください。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいま山崎委員のほうからございました、16財産収入の5土地建物売払収入が多かったということでございますが、772万9,680円でございますが、大きなものとしたしましては、松風という養成牧場。そちらの土地はもともと村有地がございまして、そちらの敷地を拡張する——駐車場に使うということなんですけれども、その前の道路関係、村道がありましたので、その売払収入が主なものとなっております。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） ただいまの土地建物売払収入は、一番大きなものとしては松風馬事センターのところのということで了解はいたしました。

それでは、同じページの17寄付金の中の20一般寄付金、これの内訳を教えてください。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員からご質問ございました、17寄付金の一般寄付金、6,606万7,479円でございますが、これ、例年トレーニングセンターのほうから大きな寄付が入っております。

それだけではなくて、トピックス的なもので申し上げれば、木原小学校の子供たちが会社を作って売上げたもの、それを一般寄付金として受領しておりますので、こちらに計上させていただきます。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

塚本光司委員。

○委員（塚本光司君） はい、おはようございます。

じゃあ、今ちょうど35ページなので、その下ですね、20一般寄付金の下にある15番美浦村ふるさと応援寄付金2,376万6,000円、これは何件くらいの件数のものであるのか。

それと、その下の30番学校教育事業費指定寄付金の50ということですね、この内容を教えてください。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） こちらに関しましては、今ビッグパッドのほうに事業費のほうで、事業報告書ということで報告をさせていただいているものがございます。こちらの寄付金数、平成30年度が1,534件で2,376万6,000円、これが件数と金額の合計でございます。で、こちらのもう1件の30の学校教育事業費指定寄付金に関しましては、学校のほうに50万円ということで、これも毎年もらっているものなんですけども、これを入れまして学校図書なんかを備品購入しております。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） はい、お答えいたします。30番の学校教育事業費指定寄付金でございますが、50万円となっております。

こちらの内訳につきましては、ユニフード様から30万円、それから美浦ライオンズクラブ様から10万円、美浦ライオンズクラブの事務局様から10万円の合計50万円を寄付していただいております。

なお、こちらのお金につきましては、各幼保小中の図書費のほうに充てさせていただいておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） それでは決算書のほうの265ページ、3村民運動公園、公園管理費ということで、今回、防球ネットをあれしていただきましたが、いい球が飛んで行った時に球が入ってしまうということで、それを確認したら、そういうことはないということで安心しております。

合わせてちょっと確認をしたいんですけども、ゲートボール場が、予算化してもらったんだけど、結局やる人がいないわということでゲートボール場のほうを駐車場にさせていただきました。

そして、今回8月に、7月から8月にかけて美浦ちゃん広場——小学生からあそこの福祉センターでやらせてもらっていて、そして、その時にあそこのゲートボール場が駐車場になったおかげで、すごくスムーズに車が入りやすくなってよかったと思っております。

その時に、確認してということをやったので、「今まで使っていた羽成さんのわきの駐車場、あれは返還してしまうのか」と話を聞かれたので、村のほうが借りているのかちょっとわからないので、それには「議会があるので確認します」ということで話してし

まった関係上、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問ですが、その件につきまして、調べまして後ほど。

それと、今後については決定はまだしていませんので、場所とその決定していないという確認をさせていただいて、後ほどご説明いたします。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、教育次長のほうから話がありましたのでとりあえず理解したいと思います。

合わせてちょっとお願いというか、今回の台風はどっちかというと霞ヶ浦のほうから吹いてきた風かなと思っています。その時に一番心配、私はしょっちゅう通っているので心配していることがありまして、以前、生涯学習課の課長さんとかに確認させていただいて、あそこ、フェンスの下の網のぶっくれとか、そういうのを色々やっていただきました。そして見てみると、もう、あのフェンスそのものが、もう腐ってて、もし、これ南風だったら大丈夫だったのかなという不安があります。

計画事業なのかどうかわかりませんが、順番があってフェンスまでは回ってこないのが現状かと思うのですが、できればもう一度あのフェンスを確認させていただいて、ちょっと特殊で長いフェンスなので、ゲートボール場側のフェンスも合わせて、こっちの福祉センター側のネットも合わせて、ネットがあ、10メートル近くあるのかな。そういう高いネットなので、風向きによってはちょっとやばいかなと。生涯学習課のほうでは確認していると思うので、今後のことも含めて、その辺の順番がまだ来ていないということであれば仕方ないのですが、その辺ちょっと確認していただければと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 小泉輝忠委員の、今の舟子の村民運動公園のフェンスのことということでございますけども、私としても現状を確認して、解決にあたり対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 合わせて、バックネット裏の、あれは福祉センターの一角の木造の椅子というか、土のうみたいなかたちでずっと大きな材木でなっているんですけども、最近腐ってしまって、用をなさない、用をなしていないんじゃないかなと思いますけども、あまりにもちょっと見た目が悪いので、できれば早々に撤去なりなんかしていかないと悪くなっちゃうかなと思うので、できればそういうのも合わせて生涯学習課長に見てもらいたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） バックフェンスも含め、土地の現況を総合的に判断いたしま

して、対応してまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の85ページの上のほうで、防犯対策費の中の10、19負担金補助及び交付金、その補助金、5番空家解体費等補助金。これ、事業概要書作っていただいたんで、こちらで調べたら件数とかは出てきて特定空家が1件、準特定が3件ということで載せていただいたんですけれども、これはもし可能であれば、どこの、どの辺の場所のということとは個人情報でダメなんでしょうか。もし可能であれば教えていただきたい。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えいたします。

個人情報になってしまいますので、地区のみお答えさせていただきたいと思います。まず、特定空家の1件、こちらは布佐地区でございます。それと準特定空家が定光、上舟子、土浦地区でございます。以上の4件でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） 持ち主の名前とか、はっきりした住所まではちょっと個人情報であれなんだろうけど、だいたいどの辺、あまりにも大ざっぱで、やっぱりみんな気にしているんですよね。あそこがもうほんとに潰れそうで危ないって、ようやくあそこできるようになったとかっていう目安とか、そういうね、大体どの辺、場所の。あとは、持ち主が美浦村に住んでいる方なのかどうかお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えします。

大体というのが結構難しいのですが、舟子の案件につきましては上舟子で――

〔「目印になるような、あれの近くというような」と呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（圓城達也君） 割と霞ヶ浦に近いほうなんですけど、こちらにつきましては、所有者は村外の所有者でございます。それと、布佐については、住宅地の奥のほうにあった案件でございます、ちょっと住宅に傾きが見えたもので、緊急性があったもので、解体をお願いしたものでございます。こちらについても村外の所有者でございます。それとあと、定光と土浦の案件でございますが、この2件については所有者は村内の方でございます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 位置図とか何かあったほうがいいのではないですか、位置図。

〔「そうですね」と呼ぶものあり〕

○委員長（沼崎光芳君） 場所がどの辺っていうのは住宅地図とかではなくて、位置図でこのへんということで。

〔「そうですね、大体この辺で……」と呼ぶ者あり〕

〔「村の地図の中で、ここと、ここと、ここというものでよろしいですかね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ここでお答えするのは難しいので、地図でお示し、後ほど地図でお示ししたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 下村 宏委員。

○委員（下村 宏君） ページ、57ページからなんですけど、今回働き方改革の中にですね、手当についての補正がありまして、その中で時間外手当関係、このページになると386万円ということで出ているのですけども、月45時間、これに年間360時間というような制約があるというふうに思いますので、これをオーバーするような職員がいるのかいないのか。

それから、過去二、三年、3年ぐらい、恐らく資料はできていると思いますので、平成30年度はどうだったのかというところを、数字が見られるやつが資料として欲しいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

いずれにしても両極端に近いものは人件費としてふえてくるというような想定がされていますので、今後は減らすところはやはり減らしていかないとならないと思いますので、その辺ちょっと答弁いただければと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村委員の質問にお答えいたします。

57ページからということで、ここには総務関係の職員費が記載されております。これについては、総務課、企画財政課、会計課の人件費になりますので、その時間外手当になりますので、全体としてはまた数字が違ってきますので、詳細についてはお調べしたいと思います。ただ、記憶にございますのは、自分で調べた時には、昨年ですね、いわゆる今回の条例で厚労省から公布しています、年間360時間が一応目安というものについては、5名の職員が平成30年度に超えていたと記憶しております。ちょっと調べますけれども、月45時間というのはちょっと記憶にないのですけれども、今言ったように360時間を超えている職員はいっぱいいました。

平成30年度の月45時間、360時間という職員の数については調べて提出したいと思います。

人数だけにさせて——色々な課でありますので、最終的に人ということになるかと思うのですけれど、人数ということで調べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 下村 宏委員。

○委員（下村 宏君） はい、あとで資料のほうの提出をお願いします。

また、その中でですね、特に日曜とか夜の出勤、そういうふうなのに対しては主にどういうふうな処置をしているのか。

それとあと、その人、今、5名という話は聞きましたけども、それは担当する課の課長はきちんと確認して、見ているのか。その辺を確認したいと思いますので、よろしくお願いをします。

○委員長（沼崎光芳君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 下村委員のご質問にお答えいたします。

まず、休日等の時間外の対応についてでございますが、2パターンというような形の対応をとらせていただいております。

まず一点目につきましては、イベント等でその日付が決まっているものにつきましては、代休扱いということ、プラス時間外手当ということで対応しております。

それと、どうしても突発的なものもございます。

例えば、先日全協のほうでもご協議いただいた、安中のスロープのトイレのほうが詰まったということの対応、突発的なものにつきましては、時間外手当で対応というような2パターンで対応させていただいております。

以上でございます。

失礼しました。

もう1点、その時間外に対しての課長の確認ということでございますが、基本的には任命ということで、時間外の命令ということになりますので、課長のほうは確認——確認といいますか、承認しております。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 下村 宏委員。

○委員（下村 宏君） 了解をいたしました。

じゃあ資料のほうの提出をお願いしたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の83ページ、総務費、総務管理費の中の防犯対策費の中の2防犯対策事業費なんですけれども、こちらのほうの、事業報告書のほうで細かく表記していただいて、すごくわかりやすく助かりました。ありがとうございます。

それですね、修繕費のほうなんですけれども、68万8,068円の件なんです、件数と内訳、LEDだと思うのですけれども、教えていただければと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの林委員のご質問にお答えします。

こちらについてはですね、防犯灯の修繕工事でございます、20件分でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。

それで、今後も令和2年から令和4年までの事業内容も大体、同じように表記されているのですけれども、当初LED導入するときに10年ぐらいもつだろうということでLED化した経緯がございます。

その修正された箇所の不具合というか、それは機種の問題なのか、立地条件的なものなのか、そういうことは検証されているか、よろしく願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） はい。ただいまの林委員のご質問にお答えします。

これですが、修繕料の内容につきましては、まあ色々あるんですが、例えば防犯灯をつけている防犯ポールが折れてしまったとか、あと断線したものとか、器具等もですね、器具の当初の不良とかではなくて、色々あるんですけど、例えば雷なんかでやられちゃったりとか、そういったものがあります。

当初からの不良の場合は、メーカーのほうに戻して、正してもらっていますので、それ以外の部分についての修繕でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい、了解をいたしました。

機器の不具合ではないということ、自然災害というようなもの、ということは理解をいたしました。今後20件ということですね、製造する予定であると思いますが、なるべく起きないことを祈るばかりでございます。了解をいたしました。

以上です。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） それでは私は、この同じページ、83ページの中ほどよりちょっと下の工事請負費のところ、防犯カメラのほうは、この事業概要で、事業概要の30ページの中で5カ所防犯カメラを設置したとのことで、詳しく載せていただいているのですが、防犯灯のほうがここにはちょっと記載がないので、これは何基、防犯灯が設置されたのかお聞きします。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えいたします。

こちらの防犯灯ですが、こちらにつきましては、防犯灯の新設費9件分でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） じゃあ、平成30年度は9基設置をしたということで。

ちなみに平成29年度だと21万2,248円だったんですけど、これは、要望が多くて多くなったのでしょうか。倍以上に増えているんですけど、地域からの要望によってふえたということなのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 山崎委員のご質問にお答えをします。

こちらにつきましては、基本的に地区の区長からの要望に際しまして、設置が決まっておりますので、地区からの要望の件数によって基数が変わるということでございます。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） 私も結構、住民から「このへん暗いんだよね」とかって言われて、そうすると電柱一本おきだとかって言われるんですけども、そのへんは基本的には電柱1本おきということで、あとは区長から依頼があった時に役場のほうで現地を見て、これではやっぱり暗いから立ててあげなきゃいけないなというようなことで立てるということになるのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えします。

基本は、今おっしゃられたとおり電柱1本分でございますが、要望等があった場合は必ず現地を確認して、必ずしも1本分ということではなくて、明らかに暗いとか、ちょっと、その、前後の防犯灯が遠いとか、カーブなどで見通しが悪くて暗くなってしまうような案件がございますので、その都度、その案件に応じて、こちらで考慮をしまして、設置するかどうかを決めています。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） それじゃあ、電柱一本おきだから、無理だわとは思わないで、区長さんにとりあえず役場のほうにお願いに行ってもらって、現地を見てもらってっていうことで、今後はそのように対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） すみません、今山崎委員と同じページで、同じ場所なんですけども、聞きはぐったので、再度質問させていただきます。

防犯対策事業費の中で、報告書130ページなんですけど、示されているところの内容なんですけども、防犯パトロールのほうですね、防犯パトロールのほうで、地域安全パトロール実施していただいて、その日誌等があるかと思うのですが、現在、平成30年度ですね、危険な事案とか、パトロールして良かったと思う案件とかそういうものがありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） はい。ただいまの林委員のご質問にお答えします。

防犯パトロールは、週1回ですね、木原、大谷、安中地区と、毎回場所を変えて行っているところがございます。週おきに昼のパトロールと、夜のパトロールをやっているところがございます。パトロールは約1時間、防犯パトロール隊員の方にご協力いただいて、一緒に回ってもらっているところがございますが、パトロールの中で特に何かあったとか、発見したという報告はございません。ただ、青色の回転灯を回して村内を巡回することによって、抑止力にはなっていると思っております。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。

抑止力になっていることは事実かなと思いますので、また今後も継続して活動していただけたらと思います。何もなかったということが一番いいことだと思います。

ありがとうございます。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の21ページ、教育使用料の中の、下、その下のところ、ちょっと中段、5番の自動販売機設置使用料、これが平成29年度の決算の時は49万9,522円、で、

本年度は35万7,516円。これは面積に応じてこの使用量が入ってくるということで、以前説明を受けたんですけど、これはそうすると平成29年度の時よりも、10万円くらい減っているというのは、自販機の設置の箇所が減ったのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 平成30年度におきまして、文化財センターのほうの自動販売機、こちらのほうが4月から7月まで使われてきまして、故障して売り上げもないということで、撤去になってございます。ということから設置使用料のほうが減になっていっていると思います。

〔「設置がなんでしたっけ、最後ちょっとわからなくて、撤去したの」
と呼ぶ者あり〕

撤去になりましたので、4月から7月分までの分の——までの期間の日割り計算の、年間の設置料のほうはいただいておりますが、年間分の使用料としてはもらっていません。その分が減になっているということです。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、文化財センターのほうは、今後はもう自販機は1台も置かないということでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 実は今年度、業者さんのほうから美浦村のほうに自動販売機を置きたいという業者さんがいらっしゃいまして、そちらの業者さんに光と風の丘公園のところと文化財センターのところと、1台ずつ設置をいただいて——していただいております。7月——確か末——25日ぐらいから文化財センターのほうにも置かれている状況になります。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、今後は今までと違う業者が置くということで、で、使えなかった間のそれが、金額が違っていたということで了解いたしました。

○委員長（沼崎光芳君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 行政財産使用に関しまして、自動販売機の設置に関しましては、この場所代については年間でいただいているんですけど、それとプラス電気料をいただいておりますので、電気料のほうが多分、使用、年額の使用料よりも電気代のほうが多分高くなっていると思いますので、先ほどの10万円くらい違うのは、場所代は据え置きなんですけども、電気料が高くなったのかなというのがあるというところなんです。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） それと確認なんですけども、じゃあこの自販機の設置使用料っていうのは場所代と電気料で、電気料の占める割合のほうが大きいということではよろしいのでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ありませんか。

北出 攻委員。

○委員（北出 攻君） 質問するのちょっと後ろ髪を引かれるようですが、私のほうからは21ページ、大変失礼しました、13ページですね、こちらの各村税等があるんですけども、この中で不能欠損額を去年と比べると、かなり額的には減っているというようなことで、滞納額、収入歩合、収入率については職員の努力だと思うのですが、かなり収納率がいいということございますけれども、この不能欠損のですね、内訳、法第何条による欠損なのか、その内訳を教えてくださいたいと思います。

それから、滞納処分として差し押さえ等もやっているかと思うのですが、その件数と内容ですね、不動産に対するものとか、そういうものの内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 柳堀 収納課長。

○収納課長（柳堀 浩君） それでは北出委員の質問にお答えいたします。

まず不能欠損の額ということでございますけども、ご承知のとおり欠損処分というのは収入未済額から将来にわたって納入される見込みのない債権額を除去する処理でございます。平成30年度の不能欠損額につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税。たばこ税はございませんので、3件の合計で173万6,924円となりまして、昨年度の欠損額616万3,289円と比べますと、442万6,365円の減となっております。前年比といたしまして、28パー——28.1%となっております。

また、近年の推移といたしまして、5年前ですと4,000万円ほどの欠損額がございまして、当時と比べますと4.3%となって、大きく減少しております。

理由といたしましては、肅々と滞納整理に努めてきたということとして、滞納繰越額自体が減少していることとですね、あとは平成29年にですね、美浦村村税等滞納処分執行停止事務取扱規定というものを規定いたしまして、こちらの規定にのっとって適正な欠損処理を継続して行ってきたことによりまして、今の欠損額自体が減少傾向にあるというふうに思っております。

また、不能欠損の内訳といたしまして、即時欠損につきまして、一番大きな理由といたしますのが、生活保護世帯で資力の回復が見込めない場合及び滞納者が死亡し相続人が不在等の理由で欠損した割合が、約5割となっております。続いて、高齢者、各障がい者等に該当し、生活がきつい等の理由により欠損をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 北出 攻委員。

○委員（北出 攻君） 事業報告書のほうにありましたので、大変失礼な質問をしてしまいました。

本当に職員の努力だと思います。

滞納額も減っている、年の繰越も減っている、その上で欠損も減っているということは、

確かにいい方向にきているというようなことでは考えておりますが、美浦村の自主財源、これは村税が大きな割合を占めているところでございますので、この収納率のアップ、これには今後とも努力していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の205ページ、事業報告書の590、スクールガード事業ということ載っておりますけども、事業報告書の中で見ますと、地区の巡回数は22地区。で、大須賀津地区67、土屋地区が96ということで載っておりますけども、これは、何かあったんでしょうか、多いような気がするのですけども。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

スクールガードにつきましては、スクールガードGメンという方が一人いらっしやいまして、木原、大谷、安中、各学校区のほうを日がわりで回っております。

こちら事業報告書にもありますように、1日何カ所かをぐるぐると回るということで、こういうような形で、年間の巡回回数が記載されていますが、以前来、基本的にはスクールガードで問題はございませんでしたが、ただ他の、この記載にもありますように、不審者情報等を得て、そちらの方面にスクールガードリーダーが、登下校中に巡回をして、問題等ありませんというようなところも効力が発生していると考えております。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、学校課長から報告ありましたけれども、特別に何かあったからそっち方向を巡回したという事ではないということによろしいんですね。

この、何かあったわけではないと。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 特に、何かがあったからというところではございませんで、定例的に各地区を巡回しているということでございます。

○委員長（沼崎光芳君） それではここで会議の途中でありますけれども、暫時休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時12分 開議

○委員長（沼崎光芳君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

まず執行部のほうより報告がございますので。

栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） はい。先ほどの小泉輝忠委員の、舟子の村民運動公園の、駐車——現在借りている駐車場の今後の方針ということで伺いました。

新しい駐車場ができた以上は、今回のあのままで借りていた敷地のほうは、本年度限りで返還しようかということで検討していたところでございます。12月に賃借料のほうが例年振り込まれていた、支払いされている訳でございますが、この時期に持ち主の方に——のところに赴きまして、その旨お話ししようということで検討していたところでございます。

○委員長（沼崎光芳君） それでは、引き続き質疑のある方はどうぞ。

山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） はい。それでは決算書の233ページ、教育費、幼稚園費の中の、4番幼稚園管理費。その修繕料なんですけど、事業報告のほうの679ページ、これ修繕費、この事業概要のほうでは、修繕費として備品太鼓の張替、ガラス・サッシ・ドア修繕、門柱補修等10万円と載ってます。で、決算書のほうで備品修繕で11万4,176円、施設等修繕料45万1,258円。で、これの内訳を教えてくださいなのですが。

○委員長（沼崎光芳君） 坂本 幼稚園長。

○幼稚園長（坂本千寿子君） はい。それでは山崎委員のご質問にお答えしたいと思います。はい。

6 施設——これは修繕料、その1、まず備品修繕料——備品修繕料につきましては、平太鼓の皮の張りかえ。これを2台分、9万4,176円。美浦幼稚園で鼓笛に太鼓のほう取り組みして、取りかえて、入れておりますので、この平太鼓も張りかえて。

それからもう一つ、2点目はアップライトピアノ。

これは、設置してございますアップライトピアノの中の1台、弦が切れたり、それからちょっとしたものが破損していたり古くなったりということで取りかえました。これが2万円です。

で、備品修繕料は11万4,176円となります。

続きまして、施設等修繕料です。

施設につきましては昨年度、6項目やっております。

一つはガラスの入れかえ。で、ガラスは2万2,464円です。はい。

それから正門の門柱の修繕、補修をしてございます。柵のあった正門の部分なんですけど、これが4万9,862円になります。

それから3点目のLED照明器具の取りかえ。だいぶ老朽化しまして、美浦幼稚園のほう電気のほうがありました、それをLEDに取りかえてございます。これが8台、去年ありました。

合計で19万2,672円となります。

4点目が施設コンクリート緩……緩……緩衝材取付工事になります。これは園庭にありますトラックが、子供たちがよく遊んでいるんですが、その危険を防止するために、緩衝材を入れまして取り付けを行いました。これが3万7,800円です。

それから5点目が、埋設作業といたしまして、後ろの傾斜のところのアスファルトが沈没しましたので、ここを直しました。3万2,400円です。

6点目としましては、防災設備です。誘導灯をLEDにしました。

それから、消火器、消火器のほうが取りかえの時期でした。

それから管理室のところもしていますので、取りかえました。

防災設備のほうで、合計11万8,222円ということになっております。

ですので、設備等修繕費については45万1,258円というふうになります。

以上内訳です、よろしいでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） はい、了解いたしました。ありがとうございました。

○委員長（沼崎光芳君） 塚本光司委員。

○委員（塚本光司君） はい。歳入の部のですね、47ページになります。そこの真ん中下のですね、53番、美浦少年のつばさ参加者負担金ということで、実はこの夏、私も村の団長として、台湾のほうに中学生のほうと行ったんですけど、それは中学生がひとり負担金5万円掛ける人数16ということで、通常80万円の歳入があるわけなんですけど、去年も一昨年もそうでしたが、今回はこれ、83万4,560円という半端な、一万の単位があるんですけど、これはどういうことか教えてください。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） はい。雑入の53番でございます。

塚本委員のほうから指摘ございました、美浦少年のつばさ参加者負担金、これ、今、議員のほうでご指摘いただきましたように、中学生のほうから負担金をとったりしております、その部分だけを入れておりますので、普通こういう端銭が付くことはないんですが、この平成30年度の美浦少年のつばさに関しましては私が引率で行ったものでございますが、実は国籍がですね、日本ではなくて中国のお子様が一番入っております。で、当然日本の子供たちはパスポートだけ取得すれば済むところなんですけれども、ビザを取得する必要がございました。

ビザの取得に関しましては、実は、事業所じゃなくてフリーのほうに手配をして事務手続きのほうを代行してもらった関係がございまして、そちらが当然有料になります。その分の費用に関しましては、通常の負担金にその子の部分に関しまして上乗せをさせていただきまして、3万2,560円がプラスで徴しておる関係で、雑入額が83万4,560円という形になっております。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 塚本光司委員。

○委員（塚本光司君） じゃあ、ページ165ページですけども、2 農業委員会運営費の部分の10番、交際費でございます。10万円、去年、平成29年度だと8万5,000円ですね、交際費。会長交際費、何に使われているかそれをお示してください。1万5,000円上がって今回10

万円です。こういった使い方をしているか教えてください。

○委員長（沼崎光芳君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） ただいまの塚本委員のご質問にお答えします。

交際費ですけれども、予算10万円で元農業委員の香典が7万円、7件7万円です。

そのほか、郡の事務局、美浦村は免除となっています。葉梨会長が県の会長を当時やっていたということで。その関係で郡の通常総会会費が1万円、郡の局長、会長の研修会の会費が1万円、1月の郡の会長・局長の研修会の会費が1万円。郡の関係で3万円、会費で合計10万円の支出をしてございます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） 243ページの教育費、11番、訪問型家庭教育支援事業費について、昨年度比で結構ふえていますけれども、そのふえた内訳を教えてください。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） ただいまの松村委員の質問でございしますが、ちょっと前年度の比較等、今ちょっとありませんので後ほどお示しさせていただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） はい、よろしくお願いします。

75ページ、総務費のページ下のほう、8番、定住促進事業費、その平成30年度の実績内容をお尋ねします。確か昨年、前年度は116件で説明受けたかなと思うのですが、平成30年度はどのように推移したかお尋ねします。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 松村委員のご質問にお答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、平成29年度が116件、770万2,525円でした。平成30年度につきましては、110件、668万9,316円が交付額でございます。

この事業に関しましては、ご存じのとおり3年、5年という期間の差異がございますので、事業が始まったのが平成25年ですから、5年で切れてくる方もいらっしゃるし、新た決定される方もいますので、決定数といたしましては、ずっとふえてきたんですが、昨年度初めて減ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） はい、承知しました。

35ページの塚本委員から冒頭質問あった件に付随して、財産収入の下の方の15 美浦村ふるさと応援寄付金、これの個人・法人の件数どれぐらいかわかれば。企業名とかは、個人情報にあたっているかと思うので言えないかと思うのですが、件数がもし分かれば、どれぐらいの方が応援してくれているのか知りたいので、お願いします。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 平成30年度、2,376万6,000円の件数ということで、1,534件でしたというご報告を先ほどさせていただいておりますが、これ、いわゆる削減、総務省とガタガタがありまして、美浦村もかなり影響を受けましたが、ふるさと納税と言われるものでございまして、ほとんどが個人の方からの収入になります。

で、11月、12月というのは実はかきいれどきでございまして、年末前に納税をしていただくと、次の年の源泉徴収額に対しての、税の還付というか、軽減なんですけども、それを受けられるのが12月いっぱいが期限と。そういう意味で、それをうちは11月で総務省に上げて、1,534で伸びが止まってしまいましたが、これをいっぱい、そうやってやったのが例の新聞等をにぎわす、近隣ですと実は隣ですが、稲敷市なんかは総務省から認定を取り消すという形になっていまして、これは今は総務省の規定どおりといいますか、今度は法令ではまると規定されましたので、上限額30%であったりとか、総額50%であったりとかそういうものがございまして、果たして本年度、昨年度並みの数字が計上できるか非常に難しい状況になっていることを合わせてお伝えしたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） 了解しました。

では、割合的には、個人と法人どれぐらいの割合でしょうね。わかりますか。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） はい。先ほど、その上の20番一般寄付金のお話もありました。こちら個人・企業があつて、企業がほとんど。逆に、この美浦村ふるさと応援寄付金に対しましては、ふるさと納税という仕組み自体が個人がやるものになりますので、今の時代、ほとんどインターネットを介した申し込みでございまして、決済もほとんどがクレジット決済という現状でございます。

これ、所得税を納めている方であれば、必ず引く2,000円関係の部分で恩恵ございますので、個人の節税対策としての側面があるのかと思われます。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） はい、承知しました。

もう一つ参考までに、地域性から言ったらどの辺のエリアというのが、もしつかめているのであれば概略で結構です。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） はい。もし詳しい統計をとということであればお取りはするんですけども、今お話ししましたとおりインターネットからの世界になりますので、非常に――私、毎朝メールチェックする流れの中では、地域性を特定するというのは、かなり、ほんとに北は北海道から南は沖縄まで。かつ、なんとなくですけども、J R Aの職員さんって、例えば世田谷の上馬あたりが多いんですけど、そういうところからのケースがちょっと目立つということは、J R Aの職員の方は美浦村に寄付していただいている方が多いのかなというふうな、個人的な感想は持っております。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） はい、ありがとうございます。今後の、より支援いただくためにも、その辺も可能な限りつかみながら、また、さらなる協力いただけるような事もある程度必要なのかなと思うので、ご検討の程よろしくをお願いします。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の45ページ、これは決算の中のどれがどうということではないのですが、学校給食収入、これ昨年、これの明細を出していただいて、給食費の未納、未納者の人数とか、そういったものを昨年出してもらったんですが、平成25年度からはほぼ未納者はゼロなんですけど、それは児童手当から、未納の場合は児童手当から引くっていうようなことで、そうしたことをとっていると思うのですが、それ以前の未納の人たちのものって、ちょっと確認なんですけど、それ以前の未納の人たちの、ちょっと以前の未納になっている部分を児童手当から引くということではできないのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 児童手当から、現在給食費を入れていただいているところでございますが、いただける方につきましては現在児童手当をいただいている児童、生徒さんが対象になりますので、過去の方に対しての部分については検討が必要であって——ますので、そこから先というところはできていないということでございます。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） ということは、かなりその平成15年、多かった、多かったのは平成10、平成20年頃が多かったんですね。美浦中だと平成16年。という、この人たちは児童手当をもうもらっていないような人たちなんだろうけど、こう、この人たち、保護者等になるのか、成人してれば本人のところに請求が行くのでしょうか。その辺はちゃんと連絡が取れているのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） はい。お答えいたします。

給食費の納入の督促といいますか、これにつきましては基本的にあくまでも保護者様のほうにご連絡を毎年差し上げているところでございます。基本的に、お子様が成人されてご自分で所得を得られるというケースもございますが、あくまでも当時の納付すべき方ということで保護者様のほうにご連絡をしているところでございます。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） これ、過年度分でちゃんと納めてくださっている方もいることは事実ですね。

それで、こういったこの、かなり古い年代の未納の人たちで納めてくれている人はいるのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） はい。

昨年の給食費のほう、こちら決算書45ページのほうですね、給食代過年度分ということでございますが、例えば木原小でいえば、昨年でいえば4人、大谷小学校では1人、美浦中学校のほうでは3人の方ということで、過年度分のほうというところでございます。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） 今おっしゃってくださった人数は、ごく最近の人たちなんですか。古い平成十何年代の頃の人を納めて、ここ数年は納めたような実績というのはないのですか。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 年代的に申し上げますと、若干と言うか、詳しい資料が今現在手元にございませんので、年代別につきましては後ほど。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の141ページ、児童館管理費ということで、事業報告書のほうでは365ページですね。私、9月2日の始業式の日、防犯の関係で木原小学校の正門のところで、子供たちが帰る時におりました。行事がありましたので参加しました。

ただ、その日、児童館を利用する子供というのがたくさんいて、これは本当に児童館満杯になっちゃうんじゃないかなというような思いをしました。事業報告書を見て感じたのが、その中に、小学校の子供は減少しているけども、児童館を利用する子供がふえているんだというような内容です。

児童館の定員、木原小——木原の児童館では定員超過があるよということになっていたの、俺が思っていたのと同じだなというのは感じましたので、現在の超過になっている状況というか、どのぐらいの超過なのかなということで、質問したいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） はい。小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

児童クラブのほうの変動なんですけども、木原児童クラブがやはり多い状況でございまして、今、登録児童が、現在は百ほどいらっしゃいます。定員といたしましては70名。ですので、ただ、100人のお子様が全て一斉に利用するということではございませんので、70名を少し超える日もあるかと思いますが、今のところ、そういう状況でございます。大谷のほうは定員は超しておりません。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 定員超過もあるよということで、現状はそんなには超過していないよと。特別ななんかあるときにはちょっと超過するような状況だということなので、それは理解したいと思います。

ただ昔と違って、どうしても共働きってのもふえると思うんで、怪しいよといったような状況が今後も続くのかなと思っています。

子供たちも天気のいい日は外で遊んだりしていますけども、悪い日は子供たちが中に入ったら大丈夫なのかなと思いがしたので確認のために。わかりました。はい。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） すみません、ただいまの小泉輝忠委員の質問の児童クラブのことなんですけども、今ちょうどビッグパッド出るところですよ。

そこで、クラブのですね、中間の事業概要のところ、クラブ別入会人数のところ、木原児童クラブが20名となっているのですが、先ほど100名という説明でしたので、この意味は何の意味なのでしょう。

○委員長（沼崎光芳君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） はい。ただいまの林委員のご質問にお答えいたします。

申し訳ございません、こちらの記載のですね、一番上が大谷児童クラブとなっておりますが、こちら木原児童クラブです。申し訳ございません、はい。それでですね、大谷第2児童クラブとあるのが大谷児童クラブ。下の20人というのは安中小学校で行っております大谷第2児童クラブの、はい。すみません、あの申し訳ございませんでした。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） はい。今、林委員——じゃない、福田子育て支援課長のほうからありました記載の誤りでございますが、事業報告書として付属資料を提出しておりますので、リアルタイムでちょっと、直してすぐあげるというのはちょっと困難なんですけども、お時間をいただきまして、きょうわかった分に関してはきょう中に修正をして、あすあげたいのですが、単票の差しかえでよろしければそれでできると思っております。全体の差しかえとなりますとちょっとまた一から作り直すことにもなりますので、修正が出たものに関しましては、単票のPDFとして資料として追加させていただければと思いますので、大変申し訳ないのですがそちらでご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。ただいま課長のほうからございましたけども、ただこれは、こちらから指摘されないと、こう修正されないというのは厳しいかと思っておりますので、各課で今現在で修正必要な箇所がもしご理解されているのであれば、ちょっとご提示いただければなと思うんですけど。ほかの課はないのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） はい。今、林委員のほうからご指摘がありました、わかっているものはあげてくださいということで、これは目次のほうに、——高松。

〔「出せません。連携出てないです」と呼ぶ声あり〕

○企画財政課長（菅野眞照君） そうなんだ、今回、皆様のお開きいただいております、全事業の一つにまとめたファイルがありまして、単票で二つほど、実は差しかえになっているものを既にお示ししております、その部分に関しては、既に、今回の流れで言うと議会の運営委員会の前の日に確定をしておりますので、その時までには確定したものが二つほどシー

トに、実はあげさせていただいておりました。

これと同じように、今、福田課長のものもあげさせていただくことでご了解をいただければと思います。で、全体の修正、きょう、あすの流れの中では厳しいと思いますので、議会会期中に今回の決算委員会で判明したものを、全部差しかえをしまして、議会中には1個のPDFファイルとしてまとめたものをあげたいと思います。それでいかがでしょう。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。そうしましたら、今わかっていることについては了解をいたしました。

ただ、今日現在でですね、何か後で気づかれた方がいらっしゃいましたら、また、そちらのほうもお示しいただいて、結局この決算特別委員会である程度修正かけていただく、それに対して可決するわけですので、執行部大変ですけども、ご確認をお願いしたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ありませんか。

葉梨公一委員。

○委員（葉梨公一君） はい。確認なんですけれども、ここ、ページ数28ページで農林水産業費県補助金から、29ページの強い農業づくり補助金で、産地確立で一農に対して1億7,997万5,000円の大きな額ですが、現在のその状況ですか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） ただいまの葉梨委員のご質問にお答えします。

強い農業づくり補助金ですけども、農水省の強い農業づくり交付金により、国産農産物の安全供給のための、生産から流通まで強い農業づくりに必要な機械施設の整備を行うために行う補助金でございます。

事業主体は株式会社一農、作物はフルティカトマトでございます。8月21日に県の職員と現地の確認に行きました。

それですね、作付率は8月21日現在で60%でございます。A棟で2,400坪、B棟で600坪でございますけれども、そのうちの60%でございます。

出荷率なんですけれども、当時の8月21日の出荷率は20%でした。B棟部分で600坪の部分で出荷をしているという状況でございます。

販売ルートなんですけれども、一農では市場には出さずに100%契約先に販売しているという状況です。

千葉県香取市にある株式会社和郷いうところに販売するんですけども、パック詰めフルーツ、パック詰めフルティカトマトとバラのフルティカトマトを出荷している状況です。

その後、その株式会社和郷はヤオコー、ダイエー、イオン等スーパーに出荷をしているという状況でございます。現在この一つのルートだけなんですけれども、別の直接のルート、スーパー直接のルートを開拓中ということでございました。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 葉梨公一委員。

○委員（葉梨公一君） もう一つ、ついでに、ついでと言ったら申し訳ないんですが、その上ですね、経営所得安定対策推進事業費補助金として、これ615万5,000円なんですが、これの、なんというか割り振りみたいなものを教えてください。

○委員長（沼崎光芳君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） ただいまのご質問にお答えします。

経営所得安定対策直接支払推進事業補助金615万5,000円ですけれども、これはですね、農業再生協議会というところに補助しているものでございます。農業再生協議会というのは、村とJA、両JAです。二つのJAで組織して、現地確認のほか、産地づくり助成金、所得安定対策直接支払事業の補助金、農産物販売促進助成金などの公募を行うものでございます。

水田農業構造改革の円滑な推進のために、農業再生協議会が自ら行う活動への助成をするものでございます。

歳入については、国が10分の10で受けてございます。

内容といたしまして、その協議会の支出でございますけれども、会議の報償費が21万6,600円。現地確認——転作の現地確認の費用弁償が1万9,600円。事務の消耗品ですけれども、55万2,783円。印刷製本費なんですけれども、経営所得安定対策のパンフレットを作成しております。そのパンフレットと封筒ということで、59万584円。郵便料16万485円。備品のパソコンを購入しております。139万608円。電算システムを入れておりますので、その電算システムの保守管理が322万4,340円。合計が615万5,000円でございます。

歳入のページ、29ページをお願いします。ページ、29ページの下から2行目です。35番、経営所得安定対策推進事業費補助金615万円同額が、国のほうから歳入として入ってきております。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） それではここで会議の途中でありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時01分 開議

○委員長（沼崎光芳君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

まず、執行部より報告がございますのでお願いします。

栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 午前中に松村委員からご質問をいただきました、訪問型家庭教育支援事業費の前年度からの事業費の増大ということについてご説明申し上げたいと

思います。

〔「すみません、ページ数からお願いします」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（栗山和男君） 243ページ、決算書243ページのほうをお願いします。

こちらの11番の訪問型家庭教育支援事業費の真ん中、前年度、こちら平成30年度の事業費が、平成29年度の事業費のほうで23万8,792円というところから平成30年度事業費が57万7,366円という形になってございます。

こちらの内訳としては、事業協力者の謝礼、報償ということにおいて費用が増大しているわけですが、活動の内容の部分が非常に関連しておりまして、平成29年度からこの事業は始まった訳でございまして、立ち上がっ……こちらの事業の立ち上げにあたりまして、会議の準備等が、当初、事務局のほうで要綱としてやったり事業内容のほうを色々と検討してございまして、第1回の会議のほうで7月12日と、ちょっと、少々遅い時期になってしまいました。

そのあと支援員の皆様に県が主催する支援員の養成講習会というのが、2回参加いただきまして、こちら、4月から9月の間に2回参加をいただきまして、10月からこちらの保健センターのほうに4カ月児健診のほうに訪問を開始いたしました。ということで、10月から健診の訪問ということで4カ月児健診を6回ほど行っております。

ということで、訪問回数が少ないということと、会議のほうにも出席された場合は報償が出ておりますので、その分ということで、平成29年度の事業費となっております。

そちらを踏まえまして、平成30年度の活動にあたりまして、もっと保健センターのほうに訪問を、たくさん行いましょうという意見が出まして、そういう形で平成30年度は、4カ月児健診が12回、1歳6カ月児健診のほうも訪問指導いたしまして、こちらは6回ということで、活動、訪問回数が増えておりますので、それによる報償の支払い分のところとなっております。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○委員（松村広志君） はい、ありがとうございます。

参考までに、支援チームの体制とか、メンバー的なものというのは、あまり変わってはいないのでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） はい。メンバーのほうは変わっております。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） はい、承知しました。ありがとうございます。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 午前中、山崎委員からいただきました、決算書45ページ、給食、学校給食収入過年度分につきまして、年度別の金額のほうをご報告申し上げます。

入っています年度が、まず平成22年度になりまして、木原小が9,000円。大谷小が1万5,600円の合計2万4,600円。

続きまして、平成23年度が、大谷小が5,600円。美浦中が2万5,500円の、合計が2万8,100円。

続きまして、平成24年度に、美浦中学校で49,500円。

で、とびまして、平成29年度分として、――

〔「すみません、ゆっくりお願いします、申し訳ございません」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（小山久登君） 申し訳ありません。もう一度繰り返します。

平成22年度分が、木原小学校9,000円、大谷小学校が1万5,600円。

平成23年度分が、大谷小5,600円。美浦中学校2万2,500円の合計2万8,100円。

次に平成24年度といたしまして、美浦中学校分が4万9,500円。

最後に平成29年度といたしまして、木原小が4万4,000円。美浦中学校が6万1,100円の合計が9万5,100円というふうになっています。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） 午前中、ご質問いただいた、決算書のページで言いますと85ページ、空家、空家の解体費補助金です。

場所ということで、地図を作らせていただきました。

その地図の左上に位置しますところが上舟子の案件でございまして、その下のマルについてが、郷中関係でございます。

地図の真ん中あたりののが、こちらが定光ので、右手にありますのが土浦地区の案件でございます。

その地図だと細かな場所がちょっとわかりにくいと思うのですが、詳細な場所につきましては生活環境課のほうに問い合わせただければお示しできますので、そのようにお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） はい、山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） 解体補助実施箇所、地図にマークしていただいてありがとうございます。

ちょっと一点お聞きしたいのですが、南原のところにある、何でしたっけ……とか何とか、――

〔「濱勢」と呼ぶ者あり〕

○委員（山崎幸子君） あそこなんかも補助金がでるとかなんとか、解体する予定になっているとかっていうお話をちらっと聞いたことがあるんですが、あれは今回は入っていないんですか。

○委員長（沼崎光芳君） 圓城 生活環境課長。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えします。

あその南原の案件については今回の一般質問でもいただいているんですが、前回の3

月ですね、予算特別委員会の時に、職員のほうが相続者の——現在東北に住んでおりますが、そちらまで何うということでお話ししたかと思います。

実際3月に行きまして、お会いできまして、相続者の方にお会いできまして、その時の話で売買の……を見据えて話を進めたいということだったので、こちらのほうで売買の書類やなんかを一式送らせていただきました。

ただ、もう一人の相続者の方が海外にいまして、4月ぐらいですかね、日本に戻ってくる事があるというんで、その時に一気に進めていただこうと思ひまして、書類等も全部用意して送ったところなんです、それ以降、ちょっと連絡が途絶えてしまひまして、郵便なんかも何回か送って、郵便自体は届いていますし、電話も呼んでいるんですが、まるっきり出ていただけないというようなことで、ちょっと音信不通状態になっております。

先日、空家対策協議会のほうがございましたので、その件も報告しまして、次の段階に移るかどうかということをお今後念頭において、進めていくということになろうかと思ひます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 午前中、下村委員からいただいております、職員の時間外につきまして資料をお配りしましたので、私、午前中のほうで、平成30年度の360時間以上の職員の数を、記憶では5名と申し上げたんですけれども、大変申し訳ございません、4名でしたので、お詫びして訂正させていただきます。

表の詳細については、総務課長よりご説明いたします。

○委員長（沼崎光芳君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） では、午前中、下村委員のほうからご質問ございました美浦村職員の勤務状況について、時間外勤務について資料を提出させていただきましたので、ご説明申し上げます。

年度的には、28、29、30の実績ということでございます。

まず、45時間以上の月、超の月ということで人数が入っております。これは45時間以上の時間外を1度でも、ひと月でも経験といいますか、やったことがある職員数でございます。次の月数につきましては、45時間以上の時間外を行った月数でございます。

ですから、平成30年度でございますと10名の方で、職員で29月、45時間過ぎていているというような形で読んでいただければと思ひます。

次に360時間以上行った職員数でございますが、平成28年度につきましては7名、平成29年度につきましては8名、平成30年度につきましては4名というような形になっております。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 下村 宏委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございます。

内容をみてみますと、かなり、半分に減っているというような状況です。この内容の中

で、課のほうを差し支えなければ教えていただきたいのですけど。

○委員長（沼崎光芳君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） この36時間のほうをオーバーした課でございますが、業務的には防災業務と徴収業務というような課になっております。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 下村 宏委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございました。

やはり徴収関係では出てきているんだなというようなことで、内容的なことをお伺いしました。時間外手当を払うことに対しても、問題ないというふうに私も思います。

災害なんかについてはですね、現に起こってきていますので、その辺についても。ただ、今般の台風15号をみたときには、やはり対策室みたいなものがあって、きちんとプロができるような体制を、今後はとったほうがいいかなというふうに思います。

私からは以上です。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） はい。先ほどの給食費のほう、すぐに言えばよかったんだけど、ちょっと私も説明をお聞きして書ききれなかったもので、申し訳ないんですけど、もしあれでしたらペーパーベースか、あとはタブレットのほうに入れていただけますでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） それでは、紙のほうですね、PDFにさせていただいてお送りしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（沼崎光芳君） 塚本光司委員。

○委員（塚本光司君） 243ページの一番下でございまして、そして行政評価シートのほうだと726ページでございます。

決算の243ページの12番、一番下、地区公民館補助事業という形で、平成30年度6万5,000円ほど出とるようでございますけども、それがこちらの総合計画実施計画のやつを見ますと、単に記入漏れなのかどうかわからないのですが、平成30年度のところはゼロ、令和元年ゼロ、令和2年ゼロとこうなっています。

本来であればここに、これが6万5,000円というものが出てくるべきものなのかどうか、記入漏れなのか、その辺を確認してみたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今回、議員の皆様にお示しさせていただいておりますこの事業報告一式の見方でございますが、今、塚本委員のほうからご指摘がございました、30、令和元年度、全部これ、ゼロですよというご指摘なんですけれども、すみません、私の説明が下手くそで申し訳ありませんが、一応平成30年度と令和元年度、これは当初予算に計上されているものが記載をされているものでございます。

で、当然、今回は平成30年度の決算をご審議いただいておりますので、年度の途中で今回の12 地区公民館補助事業費なんかも大須賀津が該当したので、6万5,000円の補正を計上して、承認をいただいて補助金を執行しているところでございます。

当然、補正額、あるいは予算が100万円で執行額が95万円であれば、執行額であつたり補正額をどこに書くかという、3枚目のシート、事業報告書のほうに記載してくださいということで、私のほうから現課のほうに指示をして、今回ご報告をさせていただいているところでございます。

ですから、今日も何回かあったんですけれども、途中で補正をとっているもの、それに関しましては1枚目のH30のところに記載されている額と、3枚目でご報告をさせていただいている事業報告書の額、こちらに差異がございます。

これはあくまでも、決算額は3枚目の事業報告書のほうで、やった内容であつたり成果をここで説明して、決算額の根拠をお示しをする形態かなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 塚本光司委員。

○委員（塚本光司君） はい、わかりました。3枚目まで見ればわかったんですね。見ないでしまつてすみません。ありがとうございました。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 14と15でお願いしたいんですけれども。ページ数になります。

歳入になるんですけれども、配当割交付金。これが平成29年度から見ると23%ぐらい下がっておるんですね。平成29年度が約1,000万円近くありましたんですけど、今回796万5,000円ということで、下がっている。これは抽象的になると思うんですけど、一概にそういうふうにはならないというふうに思うんですけども、23%ぐらい下がっています。

予算においても、約900万円から790万円ということで約10%以上下がっているの、そんなに株式は、株ということで、そんな悪い状況ではないというふうに思っておるので、なんかその辺、原因が分かるようであればお願いしたいところであります。

それとその下のですね、株主譲渡所得割交付金。これに関してもですね、平成29年度約1,000万円近くの交付金が発生しておるんですけども、けれども平成30年度約680万円ということで、これもやっぱり30%近く下がっていますよと。

それと、予算、当初予算が800万円です。だけど680万円ということで、これも15%近く下がっておりますので、その辺に関して何かの原因があるのであれば、お答え願えればと思うんですけど。

○委員長（沼崎光芳君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいま小泉嘉忠委員のほうからご指摘ありましたように、この14、15ページ、それからですね、16、17ページの8款までですかね。2款 地方譲与税から、8款 ゴルフ場利用税交付金に関しましては、当初予算は委員ご指摘のとおり、昨年、更にその前の年度、最近2カ年の傾向を分析しまして、当初予算に計上をさせていただいて

おります。

実際に平成30年度で村に入ってきた額が、委員ご指摘のように、こんなに下がるもんなんですかというご指摘をいただいたところでございますが、これに関しましては、すべて村のほうで申告をしてもらうものでもないし、税のように賦課してもらうものでもなく、日本全体の税制、税制度の中で割り返して県に配当があつて、そこから美浦にくる部分ございまして、直接くる部分もございますけれども、確かに株が平成30年度に動きが悪かったかといえ、私もそんなに悪い額とは思っておりませんが、美浦村の住民の方々が、動かされた額が思ったほどということの類推しか、この場では当然ご返答ができないのかと思っております。

当然この決算額、あとは今年の途中で入ってきている額等を類推して、令和2年の当初予算の、今から積算に入っているところでございますが、これに関しましては、残念ながら村の頑張りといいますか、村主体のですね、事業主としての頑張りが反映できないとこでございまして、世の中の実際に入ってきている額の類推等を勘案してやっていかざるを得ないのかなと思っております。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君）ありがとうございます。

続いてですね、これ49ページになると思うのですが、中ほどにね、188番、損害賠償金という部分があつて、25万2,013円ですか。これ雑入ということで掲載しておるんですけども、これは何かカーブミラーか何かの補償か何かの弁償金にあたるんですかね。

○委員長（沼崎光芳君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） はい。小泉嘉忠委員のご質問にお答えします。

188番、損害賠償金でございますが、こちらにつきましては、ふれ愛プラザのほうで損害事故があつた件の入金、入金と言ったらあれなんですけど、その分の補償金はこちらのほうに入っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） はい。ありがとうございます。

じゃあ、またということでよろしいですかね。111ページ、一番下段にありますけども、在宅福祉事業費の15番工事請負費、これ7万2,252円なんですよ。

ただあの前年度はですね、平成29年度は16万4,000円になっておるんです。

前年度も含めてね、老人の一人暮らしが多くなった中で、減っているのはそういう希望者が少なかったのか、それともそういうアピールが足らなかったのか、その辺でわかる範疇の中で教えていただければと思っております。

○委員長（沼崎光芳君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えいたします。

在宅福祉事業費の工事請負費でございます。こちらは緊急通報システム、こちらの設置に

かかわる工事ということになっておりまして、平成30年度5件ということで、平成29年度前年度ですと11件ございましたが、平成30年度は5件ということで、今回7万2,250円の支出と
いような形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 続いてですね、115ページです。

3番の障がい者福祉事業費の中で60番 難病患者支援費が215万1,000円なんですね。

この平成29年度の場合、237万円なんですけども、少ないのがいいというふうに思うところもあるんですけども、何かその辺で、その支援する人数が減ったのか、それとも難病の患者さんのランクが変わってきたのか、その辺わかる範疇でお願いしたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えさせていただきます。

難病患者支援費でございますが、昨年度と比べると減少傾向にあるということで、事業報告のほうにも記載させていただいたんですが、前年よりも若干人数が減っております。

こちらに関しましては、月額3,000円の支給費になりますので、こちらが若干人数のほうが減ってきたとご理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） はい。ありがとうございます。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございますか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） ページ75の企業誘致事業費ですけども、その中で6 企業立地奨励金ということで167万7,000円。

で、事業報告書のほう見ますと1件、こういう対象がありますよと載っていますけれども、企業名を教えていただければ。それとも、会社名はまずいということであれば、それはそれでいいです。

○委員長（沼崎光芳君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） はい。それでは、企業名というか、橋本ブラシさんになります。前、プリマハムの跡地の橋本ブラシ製作所さんになります。

〔「マイク近づけて、聞こえてないみたいだから」と呼ぶ者あり〕

○都市建設課長（吉田公一君） はい、橋本ブラシ製作所さんが該当企業になります。

○委員（小泉輝忠君） 橋本ブラシ、はい、わかりました。

○委員長（沼崎光芳君） 今回企業訪問行くところです。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 267ページをお願いしたいと思います。

教育費の中の光と風の丘公園の管理費の中で、下のほうにある賃貸料、これ土地の借上料だと思うんですけども、これ522万2,165円ということで、おそらく昨年と同じくらいの金額が上がっておるんですけども、この時期についてはどれくらいの時期に支払うんですかね。

それと全体の敷地面積の何%ぐらい借上げになっておるのか、それと借上げの年数ですね、どのぐらいの年数で借りておるのか、その辺をですね、わかる範疇の中で教えていただければというふうに思っております。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） はい。ただいま手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。決算書の203ページ、教育総務費の中の事務局費の7番、児童生徒結核対策事業費1万9,628円なんですけど、ですが、事業報告書を見ますと受診者が小学生1名、中学生1名ということで記載していただいております。

その受診結果ですね、結果どうだったのか、そのほかに村内で罹患者がいるのかどうか、状況を教えていただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） はい、お答えいたします。

こちらの結核検診受診券のほうで、2人受診しておりますが、受診者の検診結果につきましては把握しておりませんので、後ほどご報告申し上げます。

なお、後段の罹患者につきましても、前回、教育委員会管内では把握はしておりませんので、いないということでございます。

以上でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） そうしましたら続きまして、決算書の261ページ、保健体育費の、保健体育総務費の中で4番 スポーツ大会事業費、103万2,309円のところでございますが、事業報告書の764ページに細かく書いていただいて了解をするわけなんですけれども、需用費ですね、需用費の内訳と――消耗品費の内訳と、補助金・交付金でフェスティバルと書かれておりますが、そのスポーツフェスティバルの参加人数とか事業報告書に書いてありますが、地区対抗の地区とか、スポーツ大会参加団体とか、参加人数とか、そこら辺わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） はい。

そちらのスポーツ大会事業費のことでございますが、こちらスポーツフェスティバルと銘打った、体育協会及びスポーツ少年団主催のスポーツ大会を開催していただくにあたりまして、参加賞なり、あとは必要な消耗品なりを各団体・スポーツ少年団のほうから、どういうものがいいのかご提示をいただきまして、そちらについて、こちらで用意している状況の消耗品となっております。

参加――大会の開催の内容とか参加者数につきましては、後ほどご提示させていただき

たいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。後ほどということで了解をしたわけなんです、なんか参加者じゃない——団体が減ってきているということでございますので、どういう地区がとか、どういう年齢層が減っているかということも合わせて、ご提示いただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 参加者数といいますか、スポーツ少年団に登録している子供の、子供の数というのはやはり年々減少していつているようでございます。競技人口に合わせて、参加者数も減ってきている傾向にあったと思いますが、そちらのほうも確認いたしましてご報告いたしたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） はい。115ページをお願いします。先ほどの小泉嘉忠委員のほうから質問があった件についてお尋ねします。

3 番障害者福祉事業費の60 難病患者支援費、それ先ほどのお答えでは人数が減ってきていることであります。ただ、今年の前から難病の指定に数がふえてきていると思うんですね。それに伴って改めて認定っていうことも下がってきていると思うんですけれども、本村の人口からみるとそんなに多いとは思わないんですけれども、その辺どうでしょう、新しく見直された難病指定の部分から鑑みて、本村の人数的に推移があったかどうかお尋ねします。

○委員長（沼崎光芳君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） はい、松村委員のご質問にお答えさせていただきます。

難病の指定でございますが、本村におきましては事務処理としてのご案内でだったりとか、保健所のほうで難病の指定は実際のところ行っております。ただこの難病患者に対します、この支給 1 人につき 3,000 円の申請件数でございますけれども、これにとっては実際のところ、ご案内を申し上げて申請があった件数、これに対して支給をしているような状況でございますので、その推移についてどうなのかというご質問でございますが、こちらではそこまではちょっと把握できておりませんので、申し訳ございませんが、回答にはならないかもしれないかもしれませんが、その件については把握はしておりません。

以上です。

○委員長（沼崎光芳君） 松村広志委員。

○委員（松村広志君） はい、おっしゃるとおりだと思います。

難病指定に関してはご存じのように病院で専門のドクターによる指定を受けて、保健センターの、保健所のほうで交付という流れですけれども、支給の部分でですね、ある程度わかるかなというところでお聞きしたわけなので、わかりました。

ただこの月3,000円、年間3万6,000円というのは、非常にいただいた側としては温かいというか、自治体によってはこのデータが全くないところも結構あります。美浦村の温かみの一つとして私は素晴らしいなと思うので、可能な限り漏れることがないような、知らなかったという方がいらっしゃるかもしれないので、これからも力を入れて可能な限り対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（沼崎光芳君） それではここで会議の途中でありますけども、暫時休憩といたします。

2時再開といたしますので、執行部のほうはそれまでに、三つほど資料の請求があったと思うので、それを用意していただければと思います。

それでは2時再開といたします。

午後1時41分 休憩

午後2時01分 開議

○委員長（沼崎光芳君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

まず、執行部より答弁のほうよろしくお願いします。

小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 先ほど、林委員からご質問いただきました、決算書203ページ、事務局費の児童生徒結核対策事業費の精密検査の結果でございますが、精密検査の結果、2人とも異常はないということでございました。

それから、給食費の過年度分の結果につきまして、先ほどPDFでお示しするということでお話しさせてもらいましたが、後ほど議員掲示板のほうにアップされますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 先ほど小泉嘉忠委員のほうからご質問いただきました光と風の丘公園の土地の賃貸借の状況についてご報告いたします。

地権者数は四千……。

〔「すみません、ページ数からお願いします」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（栗山和男君） すみません、267ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちらの光と風の丘公園管理費のほうの土地の借、借上料ということでございますが、こちらの光と風の丘公園の土地を借りている地権者の数というところでございますが、4名ということで。

その、合計につきましては4万2,936平方メートル、全体では16万平方メートルというところでございますので、割合としては4分の1という形になっております。契約年数につきましては20年で、平成2年4月1日から契約をスタートして——をしていますので、1回更

新しているような状況でございます。

続きまして、林委員から、——261ページのほうをお開きください。

林委員のほうからご質問いただきました、スポーツ大会事業費で消耗品、大会の数とか、書類とか、参加者数とか、そういうことの内容でございますが、平成29年は12大会開いてございます。

剣道大会、卓球大会、バトミントン大会、小学生ソフトテニス大会、ゲートボール大会、女子バレーボール大会、柔道大会、少年野球大会、地区対抗ゴルフ大会、バウンドテニスの第3回美浦カップという大会、グラウンドゴルフのグラウンドゴルフ交流大会、ミニバスケットボールのレイクサイドカップといった大会、12大会ございました。

平成30年度のほうにつきましては、11大会となっております。先ほどの12の大会のうち、ゲートボールのほうで、都合つかずということで、大会が開かれておりませんので11大会となりました。

参加者数のほうですが、ちょっと各大会それぞれの参加者数というのはまだ判明しておりませんが、ちょうどこの時期、次の——本年度のスポーツフェスティバルの開催に向けて参加賞のほうを発注する経緯がございまして、去年の参加の総数のところで把握をしております。参加賞のほうを1,000用意したところ若干足りなかったという状況がございましたので、総数的にはおおよそ1,100人程度の参加者数になると思います。

詳細につきましては、あしたご提示していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） それでは、今の執行部の答弁をうけまして何か質疑等ございますか。

林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） ありがとうございます。

261ページの、今お示しいただいたスポーツ大会の競技大会数の理解をさせていただきました。

また、人数は後日ということでございますが、例えば各団体ですね、色んな剣道、卓球、バトミントン、テニスとか色々あると思うのですけれども、村の、村内の子供たち、村内、村内、村民の方だけなのか、それとも他地域の人も参加している団体もあるかと思うんですけど、その辺の内訳もわかればありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 参加の状況としては、村内ということに限らず、広く一般に向けての大会となっておりますので、それで参加数を確保している状況でございます。

スポーツ少年団の構成におきましても、なかなか美浦の子だけというわけにはいきませんで、ほかの地域の子の比率も高めて、団員の数を確保しながら行っている状況でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） ただいまのお話、重々了解しております。

それで、そうした場合に、その美浦で作っているクラブかもしれないけれども、村外の方も利用されている場合、利用されている地域の自治体の補助金というか、補助とかそういうものっていうのはあるんでしょうか。

○委員長（沼崎光芳君） 栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） はい。村外に住まわれているお子様の地域からの補助金というのはございません。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。ただその地域の方も一緒に楽しんでいる、また、切磋琢磨している仲間でございますので、そういう横の連携ではないんですが、生涯学習課の連携というか、住まわれた地域の方の、美浦のほうで活動している人材をつかんでいただいて、少しでもお互いに補助しあいながら、より充実した参加費だとかね、備品だとか、そういうものが充実したほうが、子供たちがのびのびプレイできるとおもいますので、そこら辺の働き方、横の。平成30年度は終わりましたが、今後もそういった働き方も必要ではないのかなということで提案させていただきます。

それからテニスに関しても、テニス、テニスの団体ございますよね。

それも他地域の子が来ていることも、ちょっと耳にしているんですけども、ごめんなさい、ちょっとこれからずれるかもしれませんが、ちょっとこの予算からずれるんですけども、利用ですね、テニスコートの利用、光風のね。テニスコートの利用も、クラブでやっている人たちって結構、他地域から来ている子たちが多く入っているクラブが予約ができて、美浦中の子たちが利用できないというようなところも伺ったりするんですね。

やはり私は、美浦の子たちが中心に利用できる、そういう体制を整えられることのほうがいいのかと。結局、何カ月も前から予約を取るとか、そういうものも制約もあるのかもしれませんが、例えば美浦のテニス部の子たちが急遽、どうしても大会のために、急遽、個人練習をしなければいけない、そういうようなときに光風でも練習したいと思ったときに、ほかの団体のほうが予約入って美浦中の子が利用できないとか。それはちょっと違うのかなという風に思いますので、ちょっと学校教育課と連携をとっていただきながら、美浦中の子供たちがちゃんと練習できる、十分に練習できる環境整備を整えたうえでのクラブ活動、他市町村のね、団体のクラブ活動にしていいただければいいのかなと思いますので、そのところの精査もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 今お話しいただいた件でね、私もそういったところは優遇してやっていたらいけないと考えています。

当然ながら美浦村で作った施設でありますので、美浦村の子たちが使うのが大前提であると思います。

テニス関係の団体については、確かに村内の子供以外の子供がかなり多く入った中で練習しているというようなお話というか、そういったお声も入ってきておりますので、当然ながら我々村のほうでは、村のテニスの団体のほうは、当然美浦村の子たちがほとんどであるというような性善説というか、当然であろうということで想定して使わせている。残念ながら、そういった子でない子供たちも多いという話もあるということも踏まえて、使い方について、改めて団体に指導していきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

そういう意味では掌握ですね、クラブハウスの掌握。毎年メンバーの更新というんですかね、このクラブ何名、何年生と、どの地域の子たちが所属しているというのも把握っていうんですかね、構成人数、そういうような把握もこれから必要になってくるのかなと思います。

ただ、その他地域の方がいることで、美浦の子たちが一生懸命そういう練習できる環境になってることも、助かっていることも事実ですので、全部除外ではないんですけども、ただそういう実態把握が必要かと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 塚本光司委員。

○委員（塚本光司君） 21ページでございまして、教育使用料の真ん中の、15番 無線基地設置使用料18万6,120円のところです。

これ平成24年、平成28年度だいたい十八、九万円前後で推移してまして、ここも同じような18万5,000円何がしかなんですけど、これの前の平成29年のを見ますと4万4,000円の歳費だったようなんですけど、その辺の、本来だとこの18万円くらいになるのかなと。これ、どういう類のものなのか、それをちょっと。

○委員長（沼崎光芳君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 私のほうでちょっと調べましたので、本来であれば生涯学習課長のところなんですけども、先ほど資料がいっぱいになりまして、私のほうで回答をさせていただきます。

これにつきましては、ここに書いてあるとおり、無線機の設置料ということで、H Qコミュニケーションズ株式会社というところにアンテナを設置してある使用料をいただいております。

平成28年度と平成29年度の差は、機械の増減がありましたので、一度平成29年度に、その使用料が1万4,000円ぐらいまで一度減りまして、合計では4万円幾らなんですけども、一つの機械が1万4,000円ぐらいまで減りまして、また平成30年度に増設ということで、15万6,000円ぐらいにふえましたので、機器の増設により平成30年度はふえているというような状況になります。

あくまでも無線機を置かさせて、使用料をいただいているものになりますので、そちらの機器の関係でふえたり減ったりはするということでございます。

村の通信が何かということじゃなくて、会社が通信の中に使うものになりますので、村では

なくて会社が使っているというようなものになります。

○委員長（沼崎光芳君） 塚本光司委員。

○委員（塚本光司君） 何か平成29年がえらい安かったもので、これ本来だとこれ十八、九万円前後なのかなというふうに思ったものですから、こういった関連のものなのかなと思って。今のままで推移していけば多分十八、九万円の……令和元年度はというような考えでいいということですね。

○委員長（沼崎光芳君） 山崎幸子委員。

○委員（山崎幸子君） ちょっとこれ、H Qコミュニケーションズで、1 事業者が使う無線の鉄塔か何かなんでしょうか。それがいまいちよくわからない。ついでに場所も。

○委員長（沼崎光芳君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 設置の場所は中央公民館の屋根のほうになりますかね。詳細については、こういう通信機器に使っているというのはちょっと把握してないんですが、その会社が利用しているものになりますので、例えば携帯電話ですとかそういったものなのかなという気はするんですけれども、この機器、この通信のためにというのはちょっとすみません、把握してないです。

会社名はU、Uです。U Q。

〔「U Q、H Qじゃなくてね」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（平野芳弘君） U Qということでございます。大丈夫だと思います、U Qモバイルというのがありますので。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。決算書の19ページですね。

分担金及び負担金、1 民生費負担金のなかの5 番に保育所入所児保育料（時間外）——じゃない、7 番ですね保育所入所児保育料（滞納繰越分）というのが11万8,600円、これがいつの年度の繰り越されたものが入っているのか、件数と、関連して収入未済額1万8,800円ございますので、そちらの内訳のほうを教えてくださいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） はい。ただいまの林委員のご質問にお答えします。

民生費負担金ですが、まずは収入未済額のほうからご説明いたしますと、この収入未済額につきましては過年度分、平成29年度分ですね。平成30年1月分の保育所入所児保育料の未納額になります。

こちらにつきましては、大谷保育所入所児保護者の滞納が続いておりまして、児童手当で支払われるように特別徴収をしておりましたが、児童手当だけでは納付が困難になっている状況でありました。

子育て支援課担当からは、再三にわたって電話や通知により、時には保育所に出向いて、保護者に納付のほうを促す等の滞納の改善を努めておりましたが、そのような状況の中、平成30年1月に転出をされまして、その後、約束した料金を納付しないまま連絡が取れなくな

ってしまったという経緯がございます。転出の際に、勤務先まで電話番号を聞いていたんですが、後に勤務先に電話したところ、もう辞められたということで。

ただ、郵便物は届いている状態なので、まだそこに住んでらっしゃるかと思うんです。それにつきまして、ご質問があった保育所入所児保育料の滞納繰越分につきましても、同じ方ですね。その方が、先ほど申し上げました児童手当から特別徴収しておりましたが、その特別徴収した金額になります。平成29年度分になります。

こちらについては、郵便物は届いている状況ですので。また今後も納付については、確認しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） 大変なご苦勞の中、ここまで徴収していただいたことはご努力の賜物だと思います。ありがとうございました。

ただ、郵便が届いているのであれば、何とか残り 1 万8,800円ということですので、丁寧にね、全額一括じゃなくてもいいので、何とか支払っていただいて、税の公平性からとしますとね、何とかご理解いただいて。児童手当からはもう、まだ引けるということになりますよね。まだそういう年齢ですものね。

よろしくお願いします。

○委員長（沼崎光芳君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） はい。児童手当のほうなんですけれども、転出をされますとその転出先の児童手当からは徴収することはできますが、美浦村からは徴収できないものですので、この方の児童手当はもう全部、保育料のほうで充てさせていただいておりますので、そういう状況でございます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。村外に転出されたということでしょうから、その地域の役場の方とかと連携をしていただき、まだ児童手当支給年齢ですから、そこのご協力をいただきながら、何とか徴収完了しますことお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

それと、関連してなんですが、次のページ、21ページに保育使用料で、幼稚園の滞納繰越分が8,000円表記されております。

実は幼稚園というと、例えば保育料納められない人は住民保護扱いとか、色々とケアできるところがあるかと思うのですが、この方はどういうことで払うことができなかったのか教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（沼崎光芳君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） はい。幼稚園の滞納繰越分なんですけど、申し訳ございません、休憩後にお調べして回答したいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） そのほかございませんか。

なければここで暫時休憩とします。

10分ぐらいかかりますか。

〔「10分あれば大丈夫か」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 10分でいいですか。40分――

〔「15分」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

2時45分再開といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時47分 開議

○委員長（沼崎光芳君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

執行部より答弁を求めます。

坂本 幼稚園長。

○幼稚園長（坂本千寿子君） 先ほどの林委員からのですね、お答えしたいと思います。

幼稚園保育料滞納繰越分ですが、1名、平成29年度、1名で、そして確認しまして、お支払済でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） 1名。

〔「1名です、はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。平成29年1名ということで了解をいたしました。

先ほども申しましたとおり、家庭的な事情で支払いが厳しいとかそういう理由であれば、住民保護のとかでね、ある程度、保育料のとかもできるかと思うのですが、このご家庭はどういう理由で滞納になったのでしょうか。

〔「はい……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） ちょっと待って、手を挙げて、手を挙げてください。

坂本 幼稚園長。

○幼稚園長（坂本千寿子君） その方の場合は、母子家庭でございました。それで、お母さま、遅れながらもお母さま、下さっていたのですが、給料の関係とかそういうということで、遅れがちでした。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） あの、内容は理解したのですが、そういう住民保護とかそういう対象にならなかった母子家庭なのか、援助とかそういうのはなかったんですか。

○委員長（沼崎光芳君） 坂本 幼稚園長。

○幼稚園長（坂本千寿子君） それにはあたらなかったということで、ちょうど相談というか、それにはあたらなかったことでございます。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） わかりました。ある程度の収入はあったということですね。了解をいたしました。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

林委員、先ほどの質疑については今もらったので、採決でいいですか。

○委員（林 昌子君） ……でしたら今日終わらないですよ。

○委員長（沼崎光芳君） ええ。

〔「おおむね了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） もう1件くらいあったよね。その件まだ出てないよね。だからその辺があるので、ということなので……。

〔「議長すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） はい、村長。

○村長（中島 栄君） 平成30年度の、平成30年度、平成30年度の数字はもう出ているのだけど、増減の推移と言われると平成29年度も引っ張ってこないといけないということで、これ以上、平成30年度のもので、平成30年度の数字的なものを出して、平成29年度は去年の部分なんだけど、その数字は後からお知らせするというので、比較したものは掲示板に載せるということで、今年の平成30年度の、それについての数字はもう出ているそうなので。人数とかそういうのはもう出ているんだけど、議員から言われた推移はどうなっているんですかということになると、平成29年度から平成30年度の部分まで、平成29年度をやらないと、推移としてはふえたのか減ったのかというのは、前年度を対照にしないと出てきませんので、平成30年度の方だったら出ているということで、それでよろしいですか。

○委員長（沼崎光芳君） 林委員、今用意しているということなので。

執行部、そんなにかからないでしょ。

〔「そんなにかからないと思います。ほかに質疑がもしあれば、生涯学習課以外にあれば……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 生涯学習課以外で、もし質疑ございましたらお願いします。

葉梨公一委員。

○委員（葉梨公一君） 委員長、一般会計でなくて特会のほうでもよろしいですか。

○委員長（沼崎光芳君） いや、特会は、特会はまだ。

では、一般会計について林 昌子委員の以外に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） なければですね、一般会計決算認定の件については、とりあえずここで途中で止めておいて、この先の特別会計のほうに進んでいきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（沼崎光芳君） それでは、議案第17号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

葉梨公一委員。

○委員（葉梨公一君） それでは一つ質問させていただきます。

○委員長（沼崎光芳君） 国保ですよね。国民健康保険ですよね。

〔「国保じゃねえな。後期高齢者だ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 国民健康保険特別会計のほうで、質疑がある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（沼崎光芳君） 議案第18号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を集結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（沼崎光芳君） 議案第19号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（沼崎光芳君） 議案第20号 平成30年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

北出 攻委員。

○委員（北出 攻君） 389ページ、現年度分特別徴収保険料収入未済額78万4,860円のマイナスとなっておりますけれども、これのどういうあれで、これになっているのかちょっと教えてください。

○委員長（沼崎光芳君） 吉原 福祉介護課長。

○福祉介護課長（吉原克彦君） はい、北出委員の質問にお答えさせていただきます。

こちら現年度分特別徴収保険料の△の78万4,860円と、これの理由でございますけれども、介護保険は基本的には年金からの特別徴収というかたちで行っております。

当該年度中に資格を取得しますと普通徴収というかたちで保険料をいただいているわけなのですが、これ、賦課更生処理する中で資格を喪失されたりとか、資格喪失——お亡くなりになることなんですけれども、資格の喪失があったりとか、転出、それから年度途中での収入額の変更に伴いまして、賦課更生処理というものを行っております。

その中で、本来、本人に還付すべき保険料額が発生します。特別徴収は年に6回でございます。そのタイミングで入金の方がありますので、そのちょうど賦課更生処理のタイミングがずれたところで、還付処理が年度内に間に合わなかった方々の金額となります。

以上です。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございますか。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（沼崎光芳君） 議案第21号 平成30年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

葉梨公一委員。

○委員（葉梨公一君） ページ数456ページなんですが、後期高齢者医療特別会計の中で、歳出総額1億4,168万4,000円ということで、少なくとも平成29年度から比べましたら、686万3,000円ふえているわけです。村の後期高齢者数がふえてきてまして、歳出総額が年々増加しているように見えるんですが、これについて、推移、予測でございますが、この先どういうふうになるか、だいたい教えていただければと、質問させていただきます。

○委員長（沼崎光芳君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） ただいまの質問でございますが、ちょっと聞き逃してしまったので、決算書のページ数、もう一度お願いします。

○委員長（沼崎光芳君） 456ページ。一番最後。

○国保年金課長（鈴木 章君） 456ページ、実質収支に関する調書でよろしいんですか。
456ページの――

〔「今後の伸び。今後の見込み、伸びてるようだけどどういうふうになるのか。
見積もってるの」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（鈴木 章君） 医療費の総額につきましては、じゃあ村の会計の中では、美浦村が保険者として負担する分というのだけが記載されているわけなんですけれども、後期高齢者の医療の総額ですね、診療費、調剤薬局の分、食事生活、食事療養費と訪問看護療養費等を含めましたものが、県のほうから、広域連合から冊子としてデータが提供されております。

そちらの中で、3カ年分ほど手元にあるんですけれども、総額の概略でご説明いたしますと、手元にですね、平成29年、平成28年、平成27年度の3カ年分ですが、まず平成29年度から総額申し上げますね。

美浦村の総額概況、概算額、大まかな額で17億3,300万円、これは個人負担となって10割の額ですね。17億3,300万円。1人当たりの医療費になりますと、83万4,963円。平成29年度末の数字でございます。

で、平成28年度末、その1年前ですけれども、総額が16億5,500万円。16億5,500万円。1人当たりにしますと81万5,578円。

その前の平成27年度末、総額で16億円。端数のほう、100万、100万円未満よりは切り捨てております、概数です。1人当たりの額で81万8,035円。3カ年分の比較、1人当たりの額で見ますと平成27年81万8,000円から平成28年から、については3,000円近く、2,500円ぐらいですかね、減ってます。

そして、平成29年でまた下がっておりますけれども、医療費の額というのはこのようなものです。

〔「違う、違う、鈴木。これから先の話。どのように推移していくかってこと」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（鈴木 章君） ここから先の話ですけど、実は医療費、窓口来院の結果ということで、1人当たりの額で人数のほう推計ということで、推計したもので、出していくべきものなんですけれども、実質そのところまでやっております。

別の調べものとかで、日本の地域別所在推計人口という推計のデータがあります。手元にありますので、そちらですと、5年ごとですけど、令和2年度、2020年度については、満75歳以上の方々が2,297人を推定しております。同様に令和7年度2,645人、令和12年度2,858人というふうに。

総人口の伸び率とかも、人数とかも推計しているんですけれども、その割合というのだと令和2年は75歳以上ですと15.8%、令和7年が20.1%、令和12年ですと24.1%。こちらの調べものですと令和27年度まで推計が出ているんですけれども、その時には構成比は32%ということで予想はしております。

一般的に後期高齢者費とか、国民健康保険、そのほかの医療費もそうなんですけど、人数というのは別としまして、医療の保険と認定されますと単価が高くなっていくというのが現状でございまして、そのあたり踏まえますと、将来的にも、人数は減ったにしても、1人当たりの額というのが、1人当たりの額といえますか、総額というのはふえていくんではな

いかと予想しております。

○委員長（沼崎光芳君） 葉梨公一委員。

○委員（葉梨公一君） はい。ありがとうございます。

村の総予算に占める割合が高くなってきていますので、ご努力を。後期高齢者に対しての健康増進とか、そういった、医者になるべくかからないような指導をこれからお願いしていきたいと思いますので、一つよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（沼崎光芳君） 議案第22号 平成30年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（沼崎光芳君） 議案第23号 平成30年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり、可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、議案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

○委員長（沼崎光芳君） それでは議案第16号 平成30年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件に戻りたいと思います。

執行部の答弁よろしくお願いします。

栗山 生涯学習課長。

○生涯学習課長（栗山和男君） 貴重なるお時間とらせてしまって申し訳ございません。

261ページのほうをご覧ください。林委員からご質問がありました、スポーツ大会事業費、こちらにつきまして、主催いたしますスポーツフェスティバルに関連した大会の参加人数ということでご報告させていただきます。スポーツ少年団及び体育協会の各部のほうで主催される大会でございまして、まず少年野球大会250人、柔道大会166人、卓球大会34人、バウンドテニス大会49人、ミニバスケット大会100人、剣道大会9チームと報告がありましたので、団体戦でございまして1チーム5人として45人としてカウントしてます。グラウンドゴルフ大会81人、バドミントン大会122人、ソフトテニス大会544人、あと地区対抗という形式でゴルフ大会77人とバレーボールの大会60人ということで、参加人数は1,528人という計算になってございます。よろしくお願いします。

〔「平成29年度は」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（栗山和男君） あと後ほど平成29年と平成30年の対比させた資料は掲示板のほうに載せさせていただきたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） 林 昌子委員。

○委員（林 昌子君） はい。詳細な資料の提出どうもありがとうございました。

結構参加人数の多い、ソフトテニスとかね、500名とか、すごい数なんですけど、そうした村外の方も多い大会かもしれませんけど、特に参加することで美浦の方がね、より協力してスポーツ活動できることに、美浦の職員含めて、こういう大会事業の運営をしていただけていることには敬意を表したいと思います。

より多くの美浦の方に参加してもらえるような、運営の補助金交付及び消耗品、また活用品、また事務局からご努力をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長（沼崎光芳君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 大変申し訳ございません。

先ほど林委員のほうからもございましたように、今回用意させていただきました事業報告の部分で修正等が発生をしております。

この修正したものにつきまして、後でですね、今回提供したファイルほうを、修正したものに入れかえをさせていただきたいと思います。会期中にはあげさせたいと思います。

よろしくをお願いしたいと思います。

○委員長（沼崎光芳君） それでは、以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

あす13日は決算審査特別委員会の予定でございましたが、本委員会に付託された議案の審査が全て終了いたしましたので、9月13日は休会といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、9月13日は休会とすることに決定いたしました。

これで、決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間大変お疲れ様でした。

午後 3 時 2 4 分 閉会